

「令和6年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」の解説

※『有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等（識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を含む）及び有価証券報告書レビューの実施について（令和7年度）』について3月31日に公表を予定しておりましたが、最終的に4月1日の公表に変更となっておりますので、ご注意ください。

2025年4月8日

金融庁企画市場局企業開示課
専門官 南 貴士



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

目 次

1. 令和6年度の有価証券報告書レビューについて	・・・ P.3
2. サステナビリティに関する企業の取組の開示における課題等	・・・ P.9
3. 従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等の開示における課題等	・・・ P.29
4. 訂正内部統制報告書の記載事項における課題等	・・・ P.43
5. 識別された課題対応にあたって参考となる開示例集	・・・ P.46
6. 令和7年度の有価証券報告書レビューについて	・・・ P.63



1. 令和6年度の有価証券報告書レビューについて

令和6年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び 審査結果を踏まえた留意すべき事項等の公表(1/2)

□金融庁は、上場会社等から提出された有価証券報告書の記載内容の適正性の確保及び充実化の促進の観点から、各財務(支)局及び沖縄総合事務局と連携して、「法令改正関係審査」及び「重点テーマ審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施している。

□令和5年度の審査において識別された課題の状況等を踏まえ、令和5年度と同様に、令和6年度の有価証券報告書レビューとして、令和6年3月31日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書について以下の内容の審査を実施している。

1. 法令改正関係審査(※1,3)

令和5年1月に施行された企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(以下「改正開示府令」という)及び関連する開示項目(「コーポレート・ガバナンスの状況等」における監査役会等の活動状況及び保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(いわゆる政策保有株式)に関連した開示を含む)

- 改正開示府令については、主にサステナビリティに関する企業の取組の開示及びコーポレート・ガバナンスに関する開示についての改正であり、令和5年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用されている。
- 「コーポレート・ガバナンスの状況等」における監査役会等の活動状況及び政策保有株式に関連した開示は、改正開示府令で新たに開示が求められた事項ではないが、令和5年度の有価証券報告書レビューにおいて識別された課題のうち特に留意すべき事項であることから、当年度の審査対象に含めている。

2. 重点テーマ審査(※2,3)

上記の改正開示府令のうち、サステナビリティに関する企業の取組の開示

- 有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄における記載内容について提出会社による自主的な改善に資するよう審査

(※1)全ての有価証券報告書提出会社(以下、「提出会社」という)を対象とした調査票による審査

(※2)審査対象会社を選定して行う質問票による対話型の審査。なお、本テーマ以外の内容(例えば、「コーポレート・ガバナンスの状況等」における政策保有株式に関連した開示)についても適宜質問を実施。

(※3)過年度の審査において令和6年度の有価証券報告書での改善の検討を求める旨の通知を行った提出会社に対するフォローアップについても実施。

□加えて、法令改正関係審査の一環として、令和6年4月に施行された財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(以下「改正内部統制府令」という)に基づき、施行日以降に提出された訂正内部統制報告書における記載事項について審査を実施している。

令和6年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び 審査結果を踏まえた留意すべき事項等の公表(2/2)

(前ページからの続き)

- 令和6年度の有価証券報告書レビューについて、本資料公表時点までの実施状況を踏まえ、複数の提出会社に共通して識別された課題に関し、今後の有価証券報告書の作成にあたって留意すべき事項等を取りまとめた。
- 令和6年度の有価証券報告書レビューは、令和5年度と主な審査対象範囲(サステナビリティ及びコーポレート・ガバナンスに関連した開示等)が同一であることから、「令和5年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」を更新する形で、本資料を作成している。
- また、今後の提出会社による自主的な改善に資するよう、識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を本資料の別冊付録として取りまとめたので、ぜひ活用していただきたい。

法令改正関係審査の流れ

審査の流れ

○財務局等は企業から提出された調査票の確認結果を金融庁に報告。



(参考: 法令改正関係審査の調査票)

法令改正関係審査（令和5年3月期以降版） 調査票			
※記載上の注意（必ずお読みください。） 1. 当該調査票は、有価証券報告書の作成後の事後チェックのみならず、有価証券報告書の作成時にも適宜参照し、開示漏れ等の防止の観点で利用することを期待しています。ただし、当該調査票のみで判断することなく、必ず該当の法令等を併せてご参照ください。 2. 開示部分については該当事項を記入し、「○」の右隣のセルにおいては選択欄（ブルダウ）を選んでください。開示部分以外への記入はできません。 3. 回答の記入にあたっては、有価証券報告書の記載内容と質問事項を比較し、適切な回答をお願いします。また、必要に応じて、追加の内容確認をお願いする可能性があります。 4. 特に、回答内容を「2」とした場合、「2」の場合の記載していない理由」の欄に、理由を必ず記入するとともに、自発的な訂正報告書の提出が必要となる場合があるため、有価証券報告書の記載内容を再度確認します。 5. 「1」の場合の記載箇所」の欄には、有価証券報告書における記載箇所のページ（EDINET上のPDFファイルのページ）を記載してください。			
I. 基本情報			
会社名		代表者名	
EDINETコード		担当部署名	
本店所在地		担当者名	
		電話番号	
II. 調査内容			
A 第1 全般的状況 従業員の状況等			
(1) 女性管理職比率 当事業年度の提出会社及び連結子会社それぞれにおける管理職に占める女性労働者の割合を記載していますか。（第三号様式記載上の注意（3）で準用する第二号様式記載上の注意（29）d参照）	1=記載している。 2=記載していない。（3の場合を除く） 3=女性活躍推進法の規定による公表義務がないため、記載を省略している。	⇒	
1の場合の記載箇所		P.O	
2の場合の記載していない理由			
(2) 男性育児休業取得率 当事業年度の提出会社及び連結子会社それぞれにおける男性労働者の育児休業取得率を記載していますか。（第三号様式記載上の注意（3）で準用する第二号様式記載上の注意（29）e参照）	1=記載している。 2=記載していない。（3の場合を除く） 3=女性活躍推進法の規定及び育児・介護休業法施行規則の規定による公表義務がないため、記載を省略している。	⇒	
1の場合の記載箇所		P.O	
2の場合の記載していない理由			

調査票は金融庁WEBサイトからダウンロード可能。
提出会社は、有報提出時に（もしくは提出後）、当該調査票に記入して財務局等に提出する。

重点テーマ審査の流れ

審査の流れ

○財務局等が会社質問票を送付して審査を実施。金融庁は質問票の内容を確認。



(参考: 重点テーマ審査の質問票)

有価証券報告書提出会社
ご担当者 各位

XX財務局 XXX

拝啓 貴社益々ご発展のこととお喜び申し上げます。
平素は財務局の行う財務金融行政へのご理解・ご協力を頂き、御礼申し上げます。

2022年3月20日に金融庁ウェブサイトでご公表しているとおり、今年も「有価証券報告書レビュー（重点テーマ審査）」を実施します。
重点テーマ審査は、提出された有価証券報告書から、特定の事項に着目して審査対象を抽出し、提出者に対する質問・ヒアリングを含めた審査を行います。
この度、貴社の 2022 年 3 月期有価証券報告書が「重点テーマ審査」の対象に選定されました。

つきましては、「質問総括表シート」及び「質問シート」に質問事項を添付しましたので、「質問総括表シート」記載の回答期限までに「質問シート」の回答欄に回答を記入し、下記提出先メールアドレスまで返信願います。
なお、必要に応じ、追加で質問をさせていただきます場合がありますのでご了承ください。
また、ご不明な点等ございましたら、下記担当者までご連絡願います。

お忙しいところ誠に恐縮でございますが、企業財務内容の開示の向上のため、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記 敬 具

1. 提出先メールアドレス XXX
(注) 審査終了まで当該ファイルを使用するため、ファイル名を変更しないようお願いいたします。

2. 担当者
所 属 : XXX
氏 名 : XXX
電 話 : XXX

以 上

(1枚目)

2022 重点テーマ審査 質問総括表			
EDINETコード	XXX	審査ID	
会社名	XXX株式会社	送付回数	
決算月	3月		
送付日	2022/●/●	回答期限	(土)
下記「審査対象箇所」の「質問等」が「あり」になっている質問シートについて、今回の送付回数に対応する記載内容をご確認ください。			
審査対象箇所	Sheet	質問等	
1	⇒ Sheet質問01へ	あり	
2	⇒ Sheet質問02へ	あり	
3	⇒ Sheet質問03へ	あり	
4			
5			
6			

(2枚目)

重点テーマ審査 質問01

会社名 XXX株式会社

審査ID 0

EDINETコード XXX

決算月 3月期

審査対象 有価証券報告書

2022 年 3 月期 審査対象箇所

1 回答箇所 質問日 2022/●/●

1 回答箇所 回答日 2022/●/●

(添付提出資料ファイル名)
■添付1
■添付2
■添付3
□添付資料の不足する場合は、審査の手続きに支障を及ぼさないよう、ご留意ください。

(3枚目)

質問項目の数に応じて、3枚目と同様のシートを追加
(重点テーマ以外の記載内容についても必要に応じて追加)

(4枚目以降)

《個別の会社への対応》

- 法令改正関係審査及び重点テーマ審査の結果、有価証券報告書に課題となる記載内容が発見された場合、その内容に応じて、当該会社に対して以下の対応を行う。
 - 投資家保護の観点から直ちに適切な情報提供が必要と考えられる事項については、訂正を求める(訂正慫慂)。
 - 訂正慫慂の必要はないと考えられる事項については、翌年度からの改善を求める(改善通知)。
 - 法令等には違反していないが、開示の充実の観点から改善の検討が望ましいと考えられる事項については、気づき事項・助言として伝達する(注意喚起)。

《有価証券報告書提出会社全体への注意喚起》

- 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項を、金融庁のWEBサイトにて公表し、提出会社全体に広く注意喚起を行う(毎年3月末頃を予定)。

2. サステナビリティに関する企業の取組の開示における課題等

留意事項等まとめーサステナビリティに関する企業の取組の開示(1/2)

- 主な課題は以下のとおりである。本資料の20～35ページにそれぞれ具体的な留意事項等について、事例を交えて解説している。また、課題への対応にあたって参考となる開示例集を本資料の別冊付録として取りまとめているので、参考にしていきたい。

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況 等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- サステナビリティに関する考え方及び取組
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況等

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表 等

:

主な課題

- 1 サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である
- 2 サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程に関する記載が不明瞭である
- 3 サステナビリティ関連の機会を識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない
- 4 識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭である
- 5 サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である
- 6 戦略並びに指標及び目標のうち重要なものについて記載がない

(※) 主な課題のうち番号が  で囲われているものは前年度から継続的に識別されている課題である。また、番号が  で囲われているものは当年度において新規に識別された課題又は更新された課題である(以下同じ)。

留意事項等まとめーサステナビリティに関する企業の取組の開示(2/2)

(前ページからの続き)

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況 等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- サステナビリティに関する考え方及び取組
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況等

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表 等

:

主な課題

7

人的資本(人材の多様性を含む)に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である

8

人的資本(人材の多様性を含む)に関する指標、目標及び実績が連結会社ベースの記載になっていない

9

「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書内の他の箇所に記載して参照する場合において、記載上の不備がある

10

「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項について、公表した他の開示書類等に記載した情報を参照する場合において、記載上の不備がある

留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(1／16)

1 [課題] サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(略)

(ガバナンス)

堅強なるコーポレート・ガバナンス体制は、適正利潤を確保し持続的な企業価値向上を図るための重要な基礎であると考えております。

当社グループは、サステナビリティ担当執行役員を責任者として、各部署より選抜されたメンバーで構成される「サステナビリティ推進担当部」がサステナビリティに関する年度目標を設定し、取り組みを推進しております。

＜課題となる事項＞

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)aでは、ガバナンスに関して、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続について記載が求められている。
- 左記の開示例では、ガバナンスに関する基本的な考え方やサステナビリティ関連の執行体制が記載されるだけに留まっており、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続については記載されておらず、ガバナンスの開示としては適切ではないと考えられる。

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- ガバナンスについては、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続の内容について記載することに留意する(開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)a)。
- ガバナンスを記載する際には、サステナビリティ関連の推進部の役割などの執行体制に関する記載だけでなく、取締役会等による監督を含めたガバナンスの過程、統制及び手続について記載が求められていることに留意する。
- ガバナンスについては、例えば、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会が存在しているような場合には、全般的なガバナンスに加えて、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続についても記載することが考えられる。

留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(2/16)

(前ページからの続き)

1 [課題] サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である

留意事項等

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)(※)]

- d. 例えば、SSBJのサステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」(以下「一般基準」という)9項では、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人に関して、以下の事項の開示が求められ、同10項において、サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割に関する事項を開示することが求められており、取締役会等による監督を含めたガバナンスの内容を記載するにあたって参考になると考えられる。
- ・サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関の名称又は当該責任を負う個人の役職名
 - ・サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する責任が、上記の機関又は個人に与えられた役割、権限及び義務などの記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか
 - ・上記の機関又は個人が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対応するために定めた戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーが利用可能であるかどうか又は開発する予定であるかどうかについて、どのように判断しているか
 - ・上記の機関又は個人が、サステナビリティ関連のリスク及び機会について、どのように、また、どの頻度で情報を入手しているか
 - ・上記の機関又は個人が、企業の戦略、主要な取引に関する意思決定並びに当該企業のリスク管理のプロセス及び関連する方針を監督するにあたり、サステナビリティ関連のリスク及び機会をどのように考慮しているか(上記の機関又は個人が、それらのリスク及び機会に関連するトレードオフを考慮しているかどうかを含む)
 - ・上記の機関又は個人が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する目標の設定をどのように監督し、それらの目標の達成に向けた進捗をどのようにモニタリングしているか(関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれている場合、どのように含まれているか、関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に含まれていない場合、その旨を含む)
- e. ガバナンスについては、該当する場合には、取締役会等に関してだけではなく、監査役会等や内部監査部門に関しても併せて記載することが考えられる。

(※)「開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)」とは、法令等に準拠したうえで、さらに投資者の投資判断や投資者との対話に有用な情報を提供する観点から、開示の充実を検討する際に参考になると考えられる事項である(以下同じ)。

留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(3／16)

2 [課題] サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程に関する記載が不明瞭である

3 [課題] サステナビリティ関連の機会を識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工) (※)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(略)

(リスク管理)

当社がサステナビリティを実現するためには、様々なリスクに対するリスク管理が必要です。具体的には、例えば、以下のようなリスクと対策が考えられます。

・環境的リスク

雑誌の制作や配送・配達などの活動により環境負荷を抱える可能性があります。対策としては、雑誌製作工程において発生する損紙の削減、省エネルギー化、配送車両等のEV化、古紙など廃棄物のリサイクルなど、環境に配慮した活動を進めることが必要と考えます。

＜課題となる事項＞

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)aでは、リスク管理に関して、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程について記載が求められている。
- 左記の開示例では、会社のリスク管理に関する考え方、リスク及び対策が記載されているが、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程についても記載されておらず、リスク管理の開示としては適切ではないと考えられる。

(※) 令和6年度の審査においても、令和5年度と同様の課題のある事例が識別されている場合には、令和5年度と同じ事例を掲載するようにしている(以下同じ)。

留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(4／16)

(前ページからの続き)

② [課題] サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程に関する記載が不明瞭である

③ [課題] サステナビリティ関連の機会を識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- a. リスク管理では、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程について記載することに留意する。サステナビリティに関する企業の取組の開示では、全般的に、サステナビリティ関連のリスクに関する企業の取組だけではなく、機会に関する企業の取組の開示も求められており、リスク管理では、サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程だけではなく、サステナビリティ関連の機会についても、このような過程を記載することに留意する(開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)a)。
- b. リスク管理については、例えば、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会が存在しているような場合には、全般的なサステナビリティ関連のリスク管理に加えて、気候変動関連や人的資本関連のリスクや機会を識別、評価及び管理するための過程についても記載することが考えられる。

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)]

- c. 例えば、SSBJの一般基準29項では、以下のような事項を開示することが求められており、リスク管理の内容を記載するにあたって参考になると考えられる。
 - ・企業がサステナビリティ関連のリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針に関する情報(企業が用いるインプット等に関する情報(例えば、データの情報源及び当該プロセスの対象となる事業の範囲に関する情報)、サステナビリティ関連のリスクを識別するためのシナリオ分析に関する情報、サステナビリティ関連のリスクの影響の性質、発生可能性及び規模の評価方法に関する情報、サステナビリティ関連のリスクの優先順位付けに関する情報、サステナビリティ関連のリスクをモニタリングする方法に関する情報及び企業が用いるプロセスの変更に関する情報を含む)
 - ・サステナビリティ関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスに関する情報
 - ・サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスが、全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法に関する情報

留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(5/16)

4

[課題] 識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭である

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(略)

(戦略)

<リスク>

- ・炭素税等導入
- ・プラスチック利用規制強化
- ・自然災害増加による事業継続の阻害

<機会>

- ・再生可能エネルギーへの移行による炭素税削減

<リスクと機会への対応>

- ・自社使用電力の再生可能エネルギーへの切り替え

(指標及び目標)

CO2排出量を定量的な指標とし、2030年には実質ゼロを目標とします。

<課題となる事項>

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)bでは、戦略(短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組)並びに、指標及び目標(サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報)のうち、重要なものについて記載が求められている。
- 左記の開示例では、会社は識別した複数のリスク及び機会を記載している。会社への質問等の結果、これらのリスク及び機会のそれぞれについて、対応する戦略や指標および目標のうち重要なものが存在するにも関わらず、これらを適切に記載していないことが判明した。

(前ページからの続き)

5

[課題] サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(略)

(戦略)

当社は賃貸不動産の補修等を進めていき、より快適な空間を提供することで、入居者の満足度を向上させるとともに、貸室や駐車場及び会議室を利用したい会社に対し、安価な料金で提供することにより、入居率の向上を目指しています。

(指標及び目標)

当社は入居率向上を目標とし、当該指標に関する当事業年度の目標は100%及び実績は95%であります。

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)bでは、戦略(短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組)並びに、指標及び目標(サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報)のうち、重要なものについて記載が求められている。
- 左記の開示例では、会社は戦略や指標及び目標の内容を記載するだけに留まっており、対応するサステナビリティ関連のリスク及び機会の内容については記載していない。このため、戦略並びに指標及び目標の内容が不明瞭なものとなっており、適切ではないと考えられる。

留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(7/16)

(前ページからの続き)

4

[課題] 識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭である

5

[課題] サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- a. 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)bでは、戦略(短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう。)並びに指標及び目標(サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう。)のうち、重要なものについて記載が求められている。サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組やサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報として、戦略並びに指標及び目標が規定されていることに留意する。

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)]

- b. 投資者が戦略や指標及び目標の内容を適切に理解できるように、それらを開示する際には、対応するサステナビリティ関連のリスク及び機会についても併せて記載することが考えられる。
- c. 識別したサステナビリティ関連のリスクや機会とそれぞれに対応する戦略や指標及び目標のうち重要なものについては、対応関係やつながりを理解できるように記載することが望ましいと考えられる。
- d. サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した財務的影響などの定量情報を記載する場合には、投資者がその内容を適切に理解できるように、前提その他の補足情報(定義、算定方法、仮定等)に関しても併せて記載することが考えられる。例えば、SSBJの一般基準14項及び16項では、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する財務的影響やサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれの影響が発生すると合理的に見込み得る時間軸の記載が求められている。サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する財務的影響や影響が発生すると合理的に見込み得る時間軸を記載する場合には、定性的な説明(「大・中・小」や「短期・中期・長期」など)だけでなく、それらの定量的な説明(金額・数値や年など)を含めた定義を記載することが考えられる。
- e. 指標を記載する場合には、投資者がその内容を適切に理解できるように、前提その他の補足情報(定義、算定方法、仮定等)に関しても併せて記載することが考えられる。例えば、SSBJのサステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」61項、62項及び63項では、温室効果ガス排出の測定アプローチや測定方法(仮定を含む)の開示が求められており、指標について投資者にとって有用な情報の開示を検討する際に参考になると考えられる。

6 [課題] 戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載がない

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】
(略)
(ガバナンス)

当社では、サステナビリティに関連した課題への対応を当社の経営課題及び経営戦略の一つとして捉え、当社が取り組むべきマテリアリティ(重点課題)を識別した上、具体的な施策や達成目標を定めております。マテリアリティとしては、環境調和型サービスの開発、気候変動への対応等を識別しております。

(戦略並びに指標及び目標)

—

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)bでは、戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載が求められている。
- 左記の開示例では、会社はガバナンスにおいて環境調和型サービスの開発や気候変動への対応を重点課題として識別した上で、具体的な施策や達成目標を定めている旨を記載している。会社は同年度の統合報告書で、当該重点課題に関する戦略や指標及び目標を開示しており、会社への質問等の結果、当該戦略や指標及び目標は、重要なものであり、上記開示府令で開示が求められている事項に該当することが判明した。会社の有価証券報告書の戦略並びに指標及び目標項目では、当該重点課題に関する戦略や指標及び目標が記載されておらず、適切ではないと考えられる。

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- a. 戦略並びに指標及び目標は、重要なものについて記載が求められる(開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)b)が、重要性の判断にあたっては、「記述情報の開示に関する原則」2-2において「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる」としていることや「その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい」としていること等を参考にすることが考えられる。例えば、有価証券報告書において気候変動関連の戦略並びに指標及び目標について重要性がないという理由で記載を省略しているにもかかわらず、他の公表資料(統合報告書やウェブサイト等)では、気候変動を重要な課題として識別した上で関連する戦略並びに指標及び目標について開示しているような場合には、媒体ごとに目的や想定利用者が異なるため、重要性の判断にも相違が生じうるということ等が考えられるものの、本来であれば有価証券報告書に記載すべきと考えられる重要な戦略並びに指標及び目標が記載されていない可能性があるため、留意する。

留意事項等ーサステナビリティに関する企業の取組の開示(9/16)

(前ページからの続き)

6 [課題] 戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載がない

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- b. 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)では、戦略並びに指標及び目標のうち重要なものについては、提出会社及びその連結子会社から成る連結会社を対象に記載することが求められている。

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)]

- c. 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)bで開示が求められる指標及び目標(サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報)については、必ずしも全ての連結会社を対象に集約した1つの数値で開示することが期待されているわけではなく、提出会社及びその連結子会社における管理等の実態に応じて、例えば、会社別に開示することや事業別、地域別などの一定のグループ単位で開示することなどが考えられる。
- d. 戦略と指標及び目標について、各企業が重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示を行うことが期待される(記述情報の開示に関する原則(別添))。
- e. 戦略並びに指標及び目標について、検討中や策定中等の理由により開示できない場合には、その旨を当連結会計年度末現在での取組状況として記載するとともに、当連結会計年度末現在での今後の取組の予定についても併せて記載することが考えられる。

留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(10/16)

7

【課題】 人的資本(人材の多様性を含む)に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(略)

(戦略)

当社は、人財戦略として、「経営理念に適うDXを含めた専門性を備えた人財の育成」及び「多様性の確保」について重点的に取り組みを行っております。

(指標及び目標)

エンゲージメントスコアの向上に取り組んでおり、当期末現在でBランクです。

＜課題となる事項＞

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)cでは、人材の多様性の確保を含む人材の育成及び社内環境整備に関する方針を記載すること並びに記載した方針に関する指標、目標及び実績を記載することが求められている。
- 左記の開示例では、人的資本に関する方針として、「経営理念に適うDXを含めた専門性を備えた人財の育成」や「多様性の確保」が記載されているが、これらの方針と指標等の対応関係が不明瞭であるため、当該方針に関連する指標、目標及び実績が記載されているか、不明瞭であり、適切ではないと考えられる。

留意事項等

【法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項】

- a. 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)cでは、人的資本(人材の多様性を含む)に関する戦略並びに指標及び目標については、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針を戦略の項目において記載すること、当該方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標の項目において記載することとされていることに留意する。他方で、当該方針や当該方針に関する指標、目標又は実績を具体的に設定・把握していない等の理由により、これらの項目を記載することが困難な場合にはその旨及び記載することが困難な理由を記載することが考えられる。

【開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)】

- b. 記載した方針と当該方針に関連する指標、目標及び実績については、それぞれの対応関係やつながりを理解できるように開示することが望ましいと考えられる。
- c. 指標については、指標の前提その他の補足情報(指標の定義、算定方法、仮定等)に関しても併せて記載することが考えられる。例えば、女性管理職比率算定上の管理職の定義・範囲や従業員エンゲージメントスコアの定義・算定方法などについては、指標の前提その他の補足情報を併せて開示することが望ましいと考えられる。

留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(11/16)

8

[課題] 人的資本(人材の多様性を含む)に関する指標、目標及び実績が連結会社ベースの記載になっていない

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(略)

(戦略)

当社グループでは、多様性確保の観点から、男女ともに全従業員が活躍できる雇用環境の整備について重点的に取り組んでおり、例えば、女性管理職育成研修や女性従業員の働きやすさ及び職場環境に関連するサーベイ等を実施しております。

(指標及び目標)

女性管理職比率については当期末現在で5.0%ですが、2026年3月末までに10%以上とすることを目標としております。なお、当該実績及び目標は、連結グループにおける主要な事業を営む提出会社のもを記載しております。

＜課題となる事項＞

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)では、人的資本(人材の多様性を含む。)に関する「指標及び目標」については、基本的に、提出会社及びその連結子会社から成る連結会社を対象に記載することが求められている。
- 左記の開示例では、連結会社を対象とした記載が求められている中、会社は連結グループにおける主要な事業を営む会社として提出会社の指標及び目標のみを記載している。しかしながら、実際には、当社の連結会社では提出会社以外にも重要性のある主要な事業を営む連結子会社が複数存在しており、これらの会社について開示対象としていない理由等の記載もしておらず、当該開示は適切ではないと考えられる。

留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(12/16)

(前ページからの続き)

8

[課題] 人的資本(人材の多様性を含む)に関する指標、目標及び実績が連結会社ベースの記載になっていない

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- a. 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)では、「サステナビリティに関する考え方及び取組」において、連結会社のサステナビリティに関する考え方及び企業の取組についての開示が求められており、人的資本(人材の多様性を含む)に関する戦略並びに指標及び目標については、基本的に、提出会社及びその連結子会社から成る連結会社ベースの戦略並びに指標及び目標を開示することが求められていることに留意する。人的資本に関する戦略並びに指標及び目標について連結会社ベースの開示を行うことが困難な場合には、その旨、連結会社ベースの開示を行うことが困難な理由、開示の対象とした範囲及び当該範囲とした理由を記載することが考えられる。例えば、人材育成等について、連結グループの主要な事業を営む会社において、関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取組が行われているものの、必ずしも連結グループに属する全ての会社では行われていない等、連結グループにおける記載が困難である場合には、その旨を記載した上で、例えば、連結グループにおける主要な事業を営む会社単体(主要な事業を営む会社が複数ある場合にはそれぞれ)又はこれらを含む一定のグループ単位の指標及び目標の開示を行うことが考えられる(開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)及び「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(令和5年1月31日)No166-167)。
- b. 連結会社のうち開示対象とする会社の重要性を判断するにあたっては、「記述情報の開示に関する原則」2-2において「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる」としていることや「その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい」としていること等を参考にすることが考えられる。例えば、連結グループ全体の事業のうち主要な連結子会社による事業の割合が相当程度を占める場合に、提出会社のみでの人的資本に関する指標、目標及び実績しか記載しないような場合には、当該主要な子会社について開示しない理由を投資家が適切に理解できるように記載することが考えられる。
- c. なお、開示府令第三号様式記載上の注意(9)で準用する第二号様式記載上の注意(29)dからfまでの規定により、「従業員の状況」において、女性活躍推進法等の枠組みをベースに、原則として、提出会社及びその連結子会社それぞれにおける「管理職に占める女性労働者の割合」、「男性労働者の育児休業取得率」及び「労働者の男女の賃金の差異」の開示が求められているが、それぞれのただし書において、提出会社及びその連結子会社が女性活躍推進法等の規定による「管理職に占める女性労働者の割合」等の公表をしない場合は、その記載を省略することができるとされている。他方、例えば、「サステナビリティに関する考え方及び取組」において人的資本に関する指標の実績について「従業員の状況」における「管理職に占める女性労働者の割合」等に関する記載を参照する形で開示する場合において、「従業員の状況」で同記載上の注意(29)ただし書に従って特定の連結子会社に関する記載を省略しているときは、本来「サステナビリティに関する考え方及び取組」で求められている連結会社を対象とした開示にならない可能性もあるので留意する。

留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(13／16)

(前ページからの続き)

- 8 [課題] 人的資本(人材の多様性を含む)に関する指標、目標及び実績が連結会社ベースの記載になっていない

留意事項等

【開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)】

- d. 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)cで開示が求められる人的資本に関する指標及び目標(サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報)については、必ずしも全ての連結会社を対象に集約した1つの数値で開示することが期待されているわけではなく、提出会社及びその連結子会社における管理等の実態に応じて開示することが考えられる。

留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(14/16)

9

【課題】「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書内の他の箇所に記載して参照する場合において、記載上の不備がある

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】
(略)

(ガバナンス)

詳細については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のとおりであります。

(リスク管理)

詳細については、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

＜課題となる事項＞

- 開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)では、「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項の全部又は一部を届出書(有価証券報告書)の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる」とされている。
- 左記の開示例では、会社は「ガバナンス」については「コーポレート・ガバナンスの概要」に、「リスク管理」については「事業等のリスク」に記載している旨を開示しているが、実際には、これらの参照先では「サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続」や「サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程」に関する記載がない状態となっており、適切ではないと考えられる。

留意事項等

【法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項】

- a. 「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を有価証券報告書の他の箇所に記載して省略する場合には、開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)に従って、「サステナビリティに関する考え方及び取組」に他の箇所において記載している旨を記載するとともに、当該他の箇所において「サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載すべき事項を適切に記載する必要があることに留意する。

留意事項等－サステナビリティに関する企業の取組の開示(15/16)

10

【課題】「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項について、公表した他の開示書類等に記載した情報を参照する場合において、記載上の不備がある

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】
(略)

(戦略並びに指標及び目標)

当社グループは、気候変動への対応をマテリアリティ(重要課題)の一つとして識別しており、TCFD提言への賛同を表明しております。TCFD提言に沿った情報開示については、当社ウェブサイトをご参照ください。

〈課題となる事項〉

- 企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)(以下「開示ガイドライン」という)5-16-4では、「サステナビリティに関する考え方及び取組」を記載するにあたっては、開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)aからcまでに規定する事項を有価証券報告書に記載した上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができるとされている。
- 左記の開示例に関連して、会社はウェブサイトでは、TCFD提言に沿った情報開示として、当年度における気候変動に関連した各種のリスクや機会に対応する戦略並びに指標及び目標の具体的な取組内容について詳細に開示しており、会社への質問等の結果、これらの取組は上記開示府令で記載が求められている戦略や指標及び目標に該当することが判明した。会社の有価証券報告書においては、戦略並びに指標及び目標の具体的な内容が記載されておらず、適切ではないと考えられる。

留意事項等

【法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項】

- a. 「サステナビリティに関する考え方及び取組」を記載するにあたっては、開示府令第三号様式記載上の注意(10-2)で準用する第二号様式記載上の注意(30-2)aからcまでに規定する事項については、これを有価証券報告書に記載する必要があり、その上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができるとされている。投資者が真に必要とする情報は、有価証券報告書に記載する必要があることに留意する(開示ガイドライン5-16-4、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(令和5年1月31日)No254-256)。

(前ページからの続き)

10

[課題]「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項について、公表した他の開示書類等に記載した情報を参照する場合において、記載上の不備がある

留意事項等

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)]

- b. 有価証券報告書の記載内容を補完する詳細な情報については、将来公表予定の任意開示書類を参照すること考えられる。将来公表予定の書類を参照する際は、公表予定時期や公表方法、記載予定の概要等も併せて記載することが望ましいと考えられる(「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(令和5年1月31日)No238-252)。なお、SSBJのサステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」(以下「適用基準」という)29項、67項及び68項では、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務情報などとのつながりを理解できるように開示することが求められるとともに、原則として関連する財務諸表と同じ報告期間を対象として同時に報告することが求められており、適切な情報開示に向けて検討していくことが重要であると考えられる。

開示の充実に向けて参考になると考えられる全般的事項

□ 開示の充実に向けて参考になると考えられる全般的事項は以下のとおりである。

《開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)》

① 開示の重要性

- ✓ サステナビリティに関する企業の取組の開示にあたっては、投資者の投資判断にとって重要な情報が開示されることが求められる。重要性の判断にあたっては、「記述情報の開示に関する原則」2-2において、「記述情報の重要性については、その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい」としていることや「記述情報の開示に当たっては、各企業において、個々の課題、事象等が自らの企業価値や業績等に与える重要性(マテリアリティ)に応じて、各課題、事象等についての説明の順序、濃淡等を判断することが求められる」としていることを参考にすることが考えられる。また、SSBJの適用基準48項では、「サステナビリティ関連財務開示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報を開示しなければならない」旨が規定されており、サステナビリティ関連の開示の重要性を検討する際に参考になると考えられる。

② 企業価値向上に向けたストーリー(文脈)を意識した開示

- ✓ サステナビリティに関する企業の取組の開示にあたっては、いわゆる「開示のための開示」に陥らず、投資者が、気候変動、人的資本、知的財産等の個々のサステナビリティに関する事項について、企業価値向上に向けたストーリー(文脈)を理解できるように開示することが期待される。例えば、以下のような事項が参考になると考えられる。
 - a. 「記述情報の開示に関する原則(別添)」では、「サステナビリティに関する考え方及び取組は、企業の中長期的な持続可能性に関する事項について、経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明するものである」としている。
 - b. 4つの構成要素は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した取組であることから、各取組に関連するリスクと機会についても併せて開示することが望ましいと考えられる。
 - c. 特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会と、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標の4つの構成要素のつながりについて分かり易く開示することが望ましいと考えられる。
 - d. 中長期的な企業価値や株価を評価しようとする投資者にとっては、サステナビリティに関する開示の中で最も重要なのはサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する将来の財務的影響の開示であると考えられる。サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した企業の取組が企業価値等に対してどのような財務的影響を与えるのかについて、投資者の投資判断にとって有用な情報を開示することが期待される。なお、SSBJの一般基準16項及び17項では、将来の財務的影響については、「予想される財務的影響」として、「サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえた、短期、中期及び長期における、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローの変化に関する見込み」についての開示が求められており、投資者にとって有用な財務的影響の開示を検討するにあたって参考になると考えられる。

③ 検討中・策定中等の場合の開示

- ✓ サステナビリティに関する取組の内容について、期末日現在において検討中・策定中等の場合、その旨を期末日現在における取組の状況として記載することが考えられる。また、期末日現在での今後の取組の予定についても併せて開示することが考えられる。

④ 補足情報の開示

- ✓ 企業独自の情報については、企業外部の投資者でも理解可能なように、前提その他の補足情報を併せて開示することが考えられる。

3. 従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等の開示における課題等

留意事項等まとめ－従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等の開示(1/2)

- 主な課題は以下のとおりである。本資料の40～49ページにそれぞれ具体的な留意事項等について、事例を交えて解説している。また、課題への対応にあたって参考となる開示例集を本資料の別冊付録として取りまとめているので、参考にしていきたい。

主な課題

有価証券報告書

第一部 企業情報

第1 企業の概況

● 従業員の状況等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- サステナビリティに関する考え方及び取組
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

● コーポレート・ガバナンスの状況等

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

①

女性管理職比率を女性活躍推進法の「管理職」の定義に従って算定・開示していない

②

取締役会、会社が任意に設置する指名・報酬委員会、監査役会等の開催頻度、具体的な検討内容、出席状況等の記載がない

③

内部監査が取締役会に直接報告を行う仕組みの有無に関する記載がない

④

政策保有株式の銘柄ごとの保有目的（保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を含む）が具体的に記載されていない

⑤

政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が安定株主の確保にあるにもかかわらず、当該目的が記載されていない

(※) 主な課題のうち番号が  で囲われているものは前年度から継続的に識別されている課題である。また、番号が  で囲われているものは当年度において新規に識別された課題又は更新された課題である(以下同じ)。

(前ページからの続き)

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況 等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- サステナビリティに関する考え方及び取組
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況等

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表 等

:

主な課題

6

取締役会等における政策保有株式の保有の適否に関する検証についての開示と実態に乖離がある

7

銘柄ごとの政策保有株式の定量的な保有効果の記載が困難な場合において、政策保有株式の保有の合理性を検証した方法の記載が不明瞭である

8

政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

9

政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

留意事項等－従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等の開示(1/10)

1 [課題] 女性管理職比率を女性活躍推進法の「管理職」の定義に従って算定・開示していない

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【従業員の状況】

(略)

(管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異)

管理職に占める女性労働者の割合 20.0%(注1)

(注1)管理職とは、組織管理の職責を担う者としており、課長代理以上の職位にある者としております。

〈課題となる事項〉

- 女性管理職比率に関する計算方法や定義については、女性活躍推進法の定めに従うこととされている。女性活躍推進法における女性管理職比率に関する定義に関連して、厚生労働省の「状況把握、情報公表、認定基準等における解釈事項について」では、一般的に、「課長代理」と呼ばれている者は、「管理職」とは見なされないとされている。
- 左記の開示例では、会社は、女性管理職比率に関連して「管理職」とは課長代理以上の職位にある者としている旨を記載しており、会社への質問等の結果、女性活躍推進法の「管理職」の定義に従った算定・開示を適切に行っていないことが判明した。

留意事項等

【法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項】

- a. 女性管理職比率に関する定義に関連して、厚生労働省の「状況把握、情報公表、認定基準等における解釈事項について」(厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課 令和4年9月15日)では、「管理職」とは「課長級」と「課長級より上位の役職(役員を除く)」にある労働者の合計をいうとされている。また、「課長級」とは、①事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなり、若しくは、その構成員が10人以上(課長含む)のものの長、または②同一事業所において、課長の他に、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者(ただし、一番下の職階ではないこと)のいずれかに該当する者を指すとされていることに留意する。「課長級」であるか否かについては、まず名称や係の数、構成員の人数等で形式的に要件(①)に該当するか否かを判断し、その上で、形式的な要件に該当しない場合は、同一事業所において、呼称、構成員に関係なく、その職務の内容及び責任の程度が「課長級」に相当する者(ただし、一番下の職階ではないこと)(②)に該当するか否かを、実態に即して事業主が判断することとして差し支えないとされている。ただし、一般的に、「課長代理」、「課長補佐」と呼ばれている者は、①、②の組織の長やそれに相当する者とは見なされないとされている。また、「係長級」とは、「課長級」より下位の役職であって、(a)事業所で通常「係長」と呼ばれている者又は(b)同一事業所においてその職務の内容及び責任の程度が「係長」に相当する者を指すとされているので、これらの者を管理職に含めて女性管理職比率を算出することのないよう留意する。

留意事項等－従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等の開示(2/10)

2

[課題] 取締役会、会社が任意に設置する指名・報酬委員会、監査役会等の開催頻度、具体的な検討内容、出席状況等の記載がない

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(略)

(コーポレート・ガバナンスの概要)

原則として毎月1回取締役会を開催し、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催する方針であり、当社及びグループ会社の業務の進行状況及び経営の重要事項について報告・審議及び決定を行っております。

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(35)で準用する第二号様式記載上の注意(54)では、提出会社の取締役会の活動状況として、開催頻度、具体的な検討内容、及び個々の取締役の出席状況について、それぞれ当事業年度における実績を記載することが求められている。
- 左記の開示例では、会社は取締役会の開催頻度、具体的な検討内容及び個々の取締役の出席状況について、方針は記載しているものの、それぞれ当事業年度における実績を記載しておらず、適切ではないと考えられる。

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- a. 開示府令第三号様式記載上の注意(35)で準用する第二号様式記載上の注意(54)では、当事業年度における提出会社の取締役会、指名委員会等設置会社における指名委員会及び報酬委員会並びに企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものの活動状況(開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等)を記載することが求められている。
- また、同府令第三号様式記載上の注意(37)で準用する第二号様式記載上の注意(56)では、当事業年度における提出会社の監査役及び監査役会(監査等委員会設置会社にあつては提出会社の監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては提出会社の監査委員会をいう)の活動状況(開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等)を記載することが求められている。
- これらの機関の活動状況については、開催頻度、具体的な検討内容、個々の役員の出席状況及び常勤の監査役の活動について、それぞれ当該事業年度における実績を記載することが求められていることに留意する。

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)]

- b. 具体的な検討内容には、例えば、資本コストや株価を意識した経営の実現への対応、取締役会の実効性評価、サステナビリティ関連や政策保有株式関連の検討事項等も含まれ得ることに留意する。

3 [課題] 内部監査が取締役会に直接報告を行う仕組みの有無に関する記載がない

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(略)

(内部監査の状況)

内部監査については、社長直轄組織の内部監査室を設置し、専任の内部監査人を配置し、「内部監査規程」に従って、内部監査を実施しております。

内部監査人と監査役会及び会計監査人は、定期的に面談を行い、相互に情報共有・報告を行うとともに、問題点が検出された場合には、相互の役割を生かして、連携して改善状況を監督又は確認しております。

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(37)で準用する第二号様式記載上の注意(56)では、内部監査の実効性を確保するための取組(内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む)について、具体的に、かつ、分かりやすく記載することが求められている。
- 左記の開示例では、会社は監査役会に対する直接報告を行う仕組みについては記載しているものの、有価証券報告書において取締役会に対して直接報告を行う仕組みの有無について記載しておらず、適切ではないと考えられる。

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- a. 内部監査の実効性を確保するための取組を記載する際には、内部監査部門が、監査役及び監査役会だけではなく、取締役会に直接報告を行う仕組みの有無についても記載することが求められていることに留意する。なお、直接報告を行う仕組みの有無について記載が求められていることから、関連する仕組みが無い場合には、その旨を記載することに留意する(開示府令第三号様式記載上の注意(37)で準用する第二号様式記載上の注意(56))。

留意事項等－従業員の状態及びコーポレート・ガバナンスの状態等の開示(4/10)

4

[課題] 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的(保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を含む)が具体的に記載されていない

5

[課題] 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が安定株主の確保にあるにもかかわらず、当該目的が記載されていない

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【株式の保有状況】(一部抜粋)

(略)

(保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式)

・保有方針

保有先企業との事業上の関係維持・強化等を目的として株式を保有しております。

(略)

・特定投資株式の銘柄ごとの保有目的

営業上の取引関係の維持・強化

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)では、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(いわゆる政策保有株式)の銘柄ごとの開示においては、保有目的(保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を含む)等を具体的に記載することが求められている。
- 会社への質問等の結果、当該銘柄の保有目的は、株式の持合いを通じた安定株主の確保と営業上の取引関係の維持・強化にあることが判明した。左記の開示例では、安定株主の確保の目的について記載していない。また、保有目的が営業上の取引関係の維持・強化にあるにもかかわらず、営業上の取引の概要を具体的に記載していない。このため当該開示は適切ではないと考えられる。

留意事項等－従業員の状態及びコーポレート・ガバナンスの状態等の開示(5/10)

(前ページからの続き)

4 [課題] 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的(保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を含む)が具体的に記載されていない

5 [課題] 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が安定株主の確保にあるにもかかわらず、当該目的が記載されていない

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- a. 政策保有株式の銘柄ごとの開示においては、保有目的を具体的に記載することが求められている。また、保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を具体的に記載することが求められていることに留意する(開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58))。
- b. 政策保有株式の銘柄ごとの保有目的が株式の持合いを通じた安定株主の確保にある場合には、当該目的を記載することが求められていることに留意する。

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)]

- c. 政策保有株式については、安定株主の存在が企業経営に対する規律の緩みを生じさせているのではないかと指摘や、保有に伴う効果が十分検証されず資本効率が低いとの指摘があり、縮減を進める方が望ましいという考え方がある。一方、スタートアップ企業やイノベーション目的や新規事業育成目的の株式などへの事業の成長に向けた投資については、当該株式を保有する会社の企業価値向上に寄与し得るという点で意義があり、一律に保有が否定されるものではないという考え方もある。政策保有株式の銘柄ごとの保有目的については、当該株式の保有が企業価値向上に具体的にどのようにつながるのかの観点を含めて、具体的に記載することが投資者の適切な投資判断にとって有用であると考えられる。特に、スタートアップ企業やイノベーション目的や新規事業育成目的の株式などへの事業の成長に向けた投資については、投資者による適切な投資判断に資するという観点から、保有目的をより具体的に記載することが望ましいと考えられる。
- d. 「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント(例)」(2021年3月22日金融庁公表)では、政策保有株式の銘柄ごとの保有目的については、政策保有株式全体の保有方針に沿って、経営戦略上、どのように活用するかを関連する事業や取引と関連付けて開示することを示しており、単なる財務報告のセグメント単位や、「事業取引」「金融取引」といった大括りでの説明や、「企業間取引の維持・強化のため」「地域発展への貢献」という記載では抽象的で不十分であることを示している。
- e. 投資者が政策保有株式の保有目的が達成されているかを判断するうえで、政策保有株式の議決権行使の考え方・基準や議決権行使の結果(賛成票や反対票を投じた割合等)について開示することが望ましいと考えられる。

6 [課題] 取締役会等における政策保有株式の保有の適否に関する検証についての開示と実態に乖離がある

7 [課題] 銘柄ごとの政策保有株式の定量的な保有効果の記載が困難な場合において、政策保有株式の保有の合理性を検証した方法の記載が不明瞭である

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【株式の保有状況】(一部抜粋)

(略)

(保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式)

・保有の合理性を検証する方法

当社は、保有効果を毎年検証し、結果を取締役に報告するとともに、保有から3年経過した時点で、当初期待した効果が得られないと判断した場合は、売却することを原則とします。

(略)

・特定投資株式の銘柄ごとの定量的な保有効果

当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。保有の合理性については、上記「保有の合理性を検証する方法」に記載した方法で検証しています。

＜課題となる事項＞

- 開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)では、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(いわゆる政策保有株式)について、提出会社の保有の合理性を検証する方法及び個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容を記載することが求められている。また、銘柄ごとの開示において、定量的な保有効果の記載が困難な場合には、その旨及び保有の合理性を検証した方法を具体的に記載することが求められている。
- 左記の開示例では、会社は、保有効果を毎年検証し、結果を取締役に報告している旨を記載しているが、会社への質問等の結果、会社は保有効果の検証を取締役に報告しておらず、開示と実態に乖離があることが判明した。また、銘柄ごとの開示において保有の合理性を検証した方法を具体的に記載しておらず、検証方法の具体的な内容を読み取ることができない。このため当該開示は適切ではないと考えられる。

留意事項等－従業員の状態及びコーポレート・ガバナンスの状態等の開示(7/10)

(前ページからの続き)

6 [課題] 取締役会等における政策保有株式の保有の適否に関する検証についての開示と実態に乖離がある

7 [課題] 銘柄ごとの政策保有株式の定量的な保有効果の記載が困難な場合において、政策保有株式の保有の合理性を検証した方法の記載が不明瞭である

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- a. 開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)では、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(いわゆる政策保有株式)について、提出会社の保有の合理性を検証する方法及び個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容を記載することが求められている。政策保有株式の保有の合理性を検証する方法及び個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容について記載する際には、実態に基づいて適切に記載する必要があることに留意する。
- b. 開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)では、銘柄ごとの開示において、提出会社の経営方針・経営戦略等、事業の内容及びセグメント情報と関連付けた定量的な保有効果(定量的な保有効果の記載が困難な場合には、その旨及び保有の合理性を検証した方法)を具体的に記載することが求められていることに留意する。

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)]

- c. 定量的な保有効果の記載が困難な場合に、定量的な保有効果を何も開示しないような事例が見受けられるが、投資者の投資判断にできるだけ有用な情報を提供するという観点からは、定量的な保有効果のうち記載が困難な部分以外については、可能な限り記載することが望ましいと考えられる。
- d. 「政策保有株式: 投資家が期待する好開示のポイント(例)」(2021年3月22日金融庁公表)では、定量的な保有効果の記載が困難な場合に、どのような点で定量的な測定が困難だったかについて具体的に記載することや、仮に営業機密を理由とする場合でも、どのような点が営業機密となるか等について記載することを示している。
- e. 政策保有株式の保有の合理性を検証した方法については、実態に応じて、検証に使用している具体的な指標およびその定義・算定式なども含めて、具体的に記載することが望ましいと考えられる。「政策保有株式: 投資家が期待する好開示のポイント(例)」(2021年3月22日金融庁公表)では、政策保有株式の保有の合理性の検証方法については、純投資目的の株式の評価のように、時価(含み益)や配当金による検証だけでなく、事業投資の評価と同様に、事業の収益獲得への貢献度合いを検証するなど別途の検証が求められることを示しているが、投資者の投資判断にとっての有用性の観点からは、これらの検証方法について具体的に記載することが考えられる。

留意事項等－従業員の状況及びコーポレート・ガバナンスの状況等の開示(8/10)

8

[課題] 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

9

[課題] 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

課題のある事例

(実際の開示例を元に加工)

【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(略)

(株式の保有状況)

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、「専ら株式価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式」を純投資目的の株式と区分しており、いわゆる政策保有目的の株式については純投資目的以外の目的で保有する株式に分類しております。

〈課題となる事項〉

- 開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)では、提出会社の当事業年度に係る貸借対照表に計上されている投資有価証券に該当する株式(以下において「投資株式」という。)のうち保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分の基準や考え方を記載することが求められている。また、当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものがあ場合には、それぞれ区分して、銘柄ごとに、銘柄、株式数及び貸借対照表計上額を記載することが求められている。
- 左記の開示例では、会社は「専ら株式価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式」を純投資目的の株式と区分しており、いわゆる政策保有目的の株式については純投資目的以外の目的で保有する株式に分類していると記載している。
- 一方、会社への質問等の結果、政策保有株式縮減の方針を示しつつ、政策保有株式に関して売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっているような事例が認められた。また、政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には売却に取り組む予定は長期間なく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっているような事例も認められた。

留意事項等－従業員の状態及びコーポレート・ガバナンスの状況等の開示(9/10)

(前ページからの続き)

8

[課題] 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

9

[課題] 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- a. 令和7年1月に開示府令及び開示ガイドラインが改正されており、これらの改正は令和7年3月31日以後に終了する事業年度から適用される。開示府令の改正では、当期を含む最近5事業年度以内に政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式(当事業年度末において保有しているものに限る)について、銘柄、株式数、貸借対照表計上額、保有目的の変更年度、並びに保有目的の変更の理由及び変更後の保有又は売却に関する方針の開示が求められている。また、開示ガイドラインの改正では、純投資目的の株式について「例えば、当該株式の発行者等が提出会社の株式を保有する関係にあること、当該株式の売却に関して発行者の応諾を要すること等により、発行者との関係において提出会社による売却を妨げる事情が存在する株式は、純投資目的で保有しているものとはいえない」という考え方が示されている。これらに従い、適切な開示を行う必要があることに留意する。
- b. 純投資目的とは、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とすることをいう(開示ガイドライン5-19-3-2)。このため、投資株式の保有目的に、例えば、取引関係の維持・強化や安定株主の確保などの純粋な純投資目的以外の目的も含まれている場合には、純投資目的の株式ではなく、純投資目的以外の目的の株式(いわゆる政策保有株式)として区分したうえで、その保有目的の内容を、投資者が理解できるように、具体的に記載することが求められることに留意する。

留意事項等－従業員の状態及びコーポレート・ガバナンスの状態等の開示(10/10)

(前ページからの続き)

8

[課題] 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っており、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

9

[課題] 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっている

留意事項等

[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)]

- c. 政策保有株式縮減の方針を示しつつ、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行うような場合や発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、長期間(1年以上)売却をしていない又は長期間売却に取り組む予定がないような場合には、実質的に、政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になり、投資者に誤解を与える可能性もあることに留意する。このような場合には、区分変更の理由の合理性や純投資目的の株式として継続保有することの合理性を検証し、その内容を「保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分の基準や考え方」(開示府令第三号様式記載上の注意(39)で準用する第二号様式記載上の注意(58)a)等と併せて開示することが考えられる。
- d. 純投資目的の株式の区分について、実態が伴っていることを明らかにする観点から、純投資目的の株式の運用体制について記載することが考えられる。運用体制を記載する際には、例えば、運用を担当している部署名や運用担当部署が営業部門から独立しているかどうか(株式の売買の前に営業部門に確認等が必要かどうか)などを含めて、記載することが考えられる。

コラム「売らせない圧力」

- ❑ 当年度における有価証券報告書の政策保有株式関連の開示に関する審査の過程で、政策保有株式の発行会社が、主に発行会社の安定株主の確保を理由に、政策保有株式の保有会社に対して、発行会社と保有会社間の既存の取引の縮減を示唆することなどにより政策保有株式を売らせないように圧力をかけている事例が複数識別された。審査の過程で複数の政策保有株式の保有会社にヒアリングを行ったところ、保有会社によって状況は異なるが、発行会社から売らせない圧力を受ける割合は概ね銘柄数ベースで5%～40%程度であった。これらについては政策保有株式の縮減の妨げとなっているとの声があった。
- ❑ 東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードでは、補充原則1-4①において、「上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。」としており、プライム市場及びスタンダード市場の上場会社がこれをコンプライしない場合には、コンプライしない理由をコーポレート・ガバナンスに関する報告書において記載（エクスプレイン）することが求められる。「東証上場会社 コーポレート・ガバナンス白書2023（データ編）」によると、プライム市場及びスタンダード市場の上場会社の補充原則1-4①に対するコンプライ率は99.8%であった。
- ❑ 仮に、コーポレート・ガバナンスに関する報告書上は、政策保有株式の売却を妨げるべきではないとの補充原則をコンプライしていると対外的に公表しているにもかかわらず、担当者レベルで圧力をかけていたり、経営層の指示のもと会社として組織ぐるみで圧力をかけているような実態がある場合には、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を損なうとともに、ガバナンスの観点からも重大な問題がある可能性があると考えられる。
- ❑ コーポレート・ガバナンスに関する報告書においては、コーポレートガバナンス・コードの対応状況が開示されている。そのため、一般に、政策保有株式の縮減の交渉を進めるにあたっては、交渉当事者双方で、補充原則1-4①の政策保有株式の売却を妨げない方針を確認し合うことが望ましいと考えられる。また、有価証券報告書において政策保有株式の売却を妨げない方針を開示している事例がある。このように会社としての方針を有価証券報告書などの媒体を通じて公に表明することは、政策保有株式の縮減に向けた環境整備の観点から、有益であると考えられる。
- ❑ 有価証券報告書における政策保有株式の売却を妨げない方針の開示例について別冊の開示例集に掲載しているので、ぜひ参考にして頂きたい。

4. 訂正内部統制報告書の記載事項における課題等

留意事項等－訂正内部統制報告書における記載事項

[課題] 経営者による財務報告にかかる内部統制の評価の範囲、基準日及び評価手続に関する記載がない又は不明瞭である

課題のある事例

〈課題となる事項〉

- 改正内部統制府令では、訂正内部統制報告書に「訂正の対象となる内部統制報告書の提出日」、「訂正の理由」及び「訂正の箇所及び訂正の内容」を記載し、訂正の対象となる内部統制報告書に「財務報告に係る内部統制は有効である」旨の記載がある場合において、訂正内部統制報告書に「開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない」旨を記載するときは、訂正内部統制報告書の「訂正の理由」として、「当該訂正の対象となる内部統制報告書に当該開示すべき重要な不備の記載がない理由」について記載することが求められている。また、「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について（内部統制府令ガイドライン）では、「当該訂正の対象となる内部統制報告書に当該開示すべき重要な不備の記載がない理由」については、訂正内部統制報告書に記載している開示すべき重要な不備に関し、訂正の対象となる内部統制報告書における「評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項」が適切であったかどうか、当該開示すべき重要な不備が当該評価の範囲とされていたかどうかを記載することに留意するとしている。
- 改正内部統制府令の施行日以降に提出された一部の訂正内部統制報告書における記載事項について審査を行った結果、「当該訂正の対象となる内部統制報告書に当該開示すべき重要な不備の記載がない理由」として、訂正内部統制報告書に記載している開示すべき重要な不備に関し、訂正の対象となる内部統制報告書における「評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項」が適切であったかどうか、当該開示すべき重要な不備が当該評価の範囲とされていたかどうかについて記載していない事例が複数認められた。

留意事項等

[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項]

- a. 訂正の対象となる内部統制報告書に「財務報告に係る内部統制は有効である」旨の記載がある場合において、訂正内部統制報告書に「開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない」旨を記載するときは、訂正内部統制報告書の「訂正の理由」として、「当該訂正の対象となる内部統制報告書に当該開示すべき重要な不備の記載がない理由」について記載することが求められている。また、「当該訂正の対象となる内部統制報告書に当該開示すべき重要な不備の記載がない理由」については、訂正内部統制報告書に記載している開示すべき重要な不備に関し、訂正の対象となる内部統制報告書における経営者による財務報告にかかる内部統制の「評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項」が適切であったかどうか、当該開示すべき重要な不備が当該評価の範囲とされていたかどうかを記載することに留意する。

「令和6年度 有価証券報告書レビューにおいて識別された 主な課題及び留意事項等＜サマリー＞」の概要

- 本資料は、令和6年度の有価証券報告書レビューで識別された主な課題や留意事項等の概要を示す目的で、別紙1「令和6年度有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」から主な課題と主な留意事項等を一部抜粋して一覧として取りまとめたものである。
- 主な課題及び留意事項等並びにその他の留意事項等の詳細については別紙1を参照されたい。

【サステナビリティに関する企業の取組の開示】

主な課題	主な留意事項等(※1)
① サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である	【法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項】 a. ガバナンスについては、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続の内容について記載することに留意する。 b. ガバナンスを記載する際には、執行体制に関する記載だけではなく、取締役会等による監督を含めたガバナンスの過程、統制及び手続について記載が求められていることに留意する。
② サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程に関する記載が不明瞭である	【法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項】 a. リスク管理では、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価し、及び管理するための過程について記載することに留意する。リスク管理では、サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程だけではなく、サステナビリティ関連の機会についても、このような過程を記載することに留意する。
③ サステナビリティ関連の機会を識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない	
④ 識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭である	【法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項】 a. 戦略(短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等)に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう。)並びに指標及び目標(サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう。)のうち、重要なものについて記載が求められている。 【開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)】(※2) b. 投資者が戦略や指標及び目標の内容を適切に理解できるように、それらを開示する際には、対応するサステナビリティ関連のリスク及び機会についても併せて記載することが考えられる。 c. 識別したサステナビリティ関連のリスクや機会とそれぞれに対応する戦略や指標及び目標のうち重要なものについては、対応関係やつながりを理解できるように記載することが望ましいと考えられる。 d. サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連した財務的影響などの定量情報を記載する場合には、投資者がその内容を適切に理解できるように、前提その他の補足情報(定義、算定方法、仮定等)に関しても併せて記載することが考えられる。 e. 指標を記載する場合には、投資者がその内容を適切に理解できるように、前提その他の補足情報(定義、算定方法、仮定等)に関しても併せて記載することが考えられる。
⑤ サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である	

(※1) 主な留意事項等の冒頭のアルファベット等は、参照しやすいように、基本的に、別紙1において留意事項等に付されているものと同じものになっている。本資料では、別紙1の留意事項等の一部について掲載する形式としている。このため、本頁の主な留意事項等のアルファベット等は、通常のアルファベット等の順番通りに並んでいない場合がある(以下同じ)。

(※2) 「開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)」とは、法令等に準拠したうえで、さらに投資者の投資判断や投資者との対話に有用な情報を提供する

5. 識別された課題対応にあたって参考となる開示例集

対応にあたって参考となる開示例の目次(1/5)

項目	課題	留意事項等(※1)	参考となる開示例(※3)
1. ガバナンス	① サステナビリティ関連のガバナンスに関する記載がない又は不明瞭である(本紙P.20-21参照)	[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項] a. サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視・管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続の内容について記載 b. サステナビリティ関連の執行体制だけでなく、取締役会等による監督を含めたガバナンスの過程、統制及び手続について記載 [開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)](※2) d. 取締役会等による監督の状況等(方針等の状況、スキル等の利用可能性・開発予定、サステナビリティ関連のリスク・機会に関する情報がもたらされる頻度・考慮状況、目標のモニタリング状況(報酬に関する方針を含む)、経営者の役割等)を記載	- 株式会社ダイフク [1-1] (a, b, d) - アルプスアルパイン株式会社 [1-2] (a, b, d) - 株式会社しずおかフィナンシャルグループ [1-3] (a, b, d) - 森尾電機株式会社 [1-4] (a, b, d) - トランス・コスモス株式会社 [1-5] (a, b, d) - 株式会社山口フィナンシャルグループ [1-6] (a, b, d) - 株式会社千葉興業銀行 [1-7] (a, d) - SGホールディングス株式会社 [1-8] (a, d)

(※1) 留意事項等の冒頭のアルファベット等は、参照しやすいように、基本的に、本紙において留意事項等に付されているものと同じものになっている。本資料では、本紙の留意事項等の一部について参考となる開示例を掲載する形式としている。このため、本頁の留意事項等のアルファベット等は、通常アルファベット等の順番通りに並んでいない場合がある(以下同じ)。

(※2) 「開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)」とは、法令等に準拠したうえで、さらに投資者の投資判断や投資者との対話に有用な情報を提供する観点から、開示の充実を検討する際に参考になると考えられる事項である(以下同じ)。

(※3) 「参考になる開示例」に記載の各会社名から各開示例へハイパーリンクを付しているため、適宜活用いただきたい(以下同じ)。

【サステナビリティに関する考え方及び取組】※ 一部抜粋

目次に戻る

(1) サステナビリティ全般に関する開示

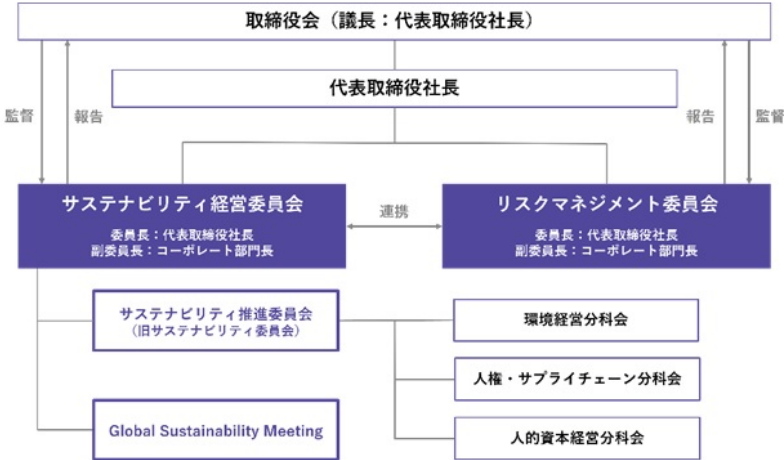
① ガバナンス

1) サステナビリティ関連のリスク及び機会に対する監督・執行体制

取締役会は、サステナビリティ関連のリスクや機会に対応するための経営戦略をはじめ、中長期的な企業価値の向上に向けた取り組みを監督します。取締役会においては、代表取締役社長（CEO）がサステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に対して責任を負っています。取締役会のメンバーは、研修や有識者との意見交換、お客さまとの対話等を通じて、サステナビリティ課題への見識を高めることで、当社グループの取り組みを監督するためのスキル及びコンピテンシーの向上を図っています。

当社は、2024年12月期よりサステナビリティに関する委員会の体制を見直し、「サステナビリティ経営委員会」を新設しました。従来のサステナビリティ委員会の役割は、サステナビリティ経営委員会の傘下で「サステナビリティ推進委員会」が担います。サステナビリティ経営委員会は、サステナビリティ課題についての重要事項を取締役会へ報告、上程するほか、中長期的な企業価値の向上に重きを置いた経営戦略上の重要な議論、計画の進捗・成果の確認などを行います。その傘下にあるサステナビリティ推進委員会及び「環境経営分科会」「人権・サプライチェーン分科会」「人的資本経営分科会」は、サステナビリティ経営委員会と連携し、経営戦略に基づいた実務レベルのより具体的な施策を検討・実行する役割を担っています。

【図】サステナビリティに関する委員会の体制（2024年12月期）



【表】各組織の役割

	メンバー	役割
取締役会	議長：代表取締役社長 取締役（社内5名、社外5名）	・経営方針・経営計画やコーポレートガバナンス体制の決定等、経営上の重要事項の決定と監督機能を担う
サステナビリティ経営委員会	委員長：代表取締役社長 コーポレート部門長、事業部門長、グループチーフオフィサーほか	・中長期にわたる企業の価値創造に重きを置いた経営戦略上の重要な議論、計画の進捗・成果の確認などを行い、経営の高度化促進を図る
サステナビリティ推進委員会	委員長：代表取締役社長 コーポレート部門長、事業部門長、グループチーフオフィサーほか	・サステナビリティ経営委員会の下部組織として、経営戦略に基づき、実務レベルで環境・社会・ガバナンスに関するグループ横断の取り組みを推進する
Global Sustainability Meeting	リーダー：コーポレート部門長 海外子会社、サステナビリティ経営委員会メンバーほか	・サステナビリティ経営をグループ一体で推進するにあたり、ESG課題に関する海外子会社への情報共有と議論を行う
リスクマネジメント委員会	委員長：代表取締役社長 コーポレート部門長、事業部門長、グループチーフオフィサーほか	・企業活動に大きく影響を与える重要なリスクに対して、全社的なリスクマネジメントを行う ・定期的にリスクアセスメントを行い、重要なリスクを特定・評価し、対応策の立案や方針・規程・体制等の整備及び充実に図る

2) サステナビリティ関連目標のモニタリングとインセンティブ

サステナビリティ課題に対する計画・目標は、2024年3月期までサステナビリティアクションプランにて設定し、旧サステナビリティ委員会で進捗管理をしていましたが、2024年12月期以降は新中計の枠組みの中でサステナビリティ経営委員会が進捗管理を行い、取締役会が監督しています。

また、2024年12月期より社内取締役を対象とした役員報酬制度を改定しており、業績連動報酬の支給基準において、サステナビリティ関連の評価指標も考慮して評点を算出することとしています。賞与については安全及びCO2排出量削減目標の進捗状況、株式給付信託（BBT）については外部のESG評価機関（MSCI、FTSE、CDP）における評価とCO2排出量削減目標の達成度が評点の算出基準に含まれています。詳細は、「4 コーポレートガバナンスの状況等（4） 役員の報酬等」をご参照ください。

【表】2024年3月期におけるサステナビリティ関連の取締役会等での議題

取締役会
・「ダイフク環境ビジョン2050」の改定（4月） ・リスクアセスメント実施報告・今後の対応（10月） ・長期ビジョン「Driving Innovative Impact 2030」及び「2027年中期経営計画」（10月、3月）
サステナビリティ委員会（4回開催）
・サステナビリティアクションプラン進捗報告 ・サステナビリティ基本方針の策定 ・社外からのESG評価 ・「ダイフク環境ビジョン2050」の改定 ・カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み ・人権デュー・ディリジェンスの取り組み ・サステナブル調達ガイドラインの策定 など

【参考になる主なポイント】

- サステナビリティに関するガバナンスの内容について、体制図や表も用いながら、各組織の役割、取締役会等での議題、役員報酬での考慮要素を含めて、記載

対応にあたって参考となる開示例の目次(2/5)

項目	課題	留意事項等	参考となる開示例
2. リスク管理	② サステナビリティ関連のリスクを識別、評価及び管理するための過程に関する記載が不明瞭である(本紙P.22-23参照) ③ サステナビリティ関連の機会を識別、評価及び管理するための過程に関する記載がない(本紙P.22-23参照)	[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項] a. サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び管理するための過程について記載 [開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)] c. リスクを識別、評価、優先順位付け及びモニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針に関する情報(例えば、インプット、シナリオ分析、リスクの影響の性質、発生可能性及び規模の評価方法、リスクの優先順位付け、リスクをモニタリングする方法等)やサステナビリティに関連するリスク・機会を識別、評価、優先順位付け及びモニタリングするために用いるプロセスが企業の全体的なリスク管理プロセスにどのように統合されているかについて記載	- 西部ガスホールディングス株式会社 [2-1] (a, c) - 株式会社トクヤマ [2-2] (a, c) - 三ツ星ベルト株式会社 [2-3] (a, c) - eBASE株式会社 [2-4] (a, c) - プレミアグループ株式会社 [2-5] (a, c) - ライト工業株式会社 [2-6] (a, c) - 株式会社メンバーズ [2-7] (a, c) - 株式会社RYODEN [2-8] (a, c)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】※ 一部抜粋

(2) リスク管理

①サステナビリティを巡るリスク及び機会の識別・評価・管理に係る過程

■リスク及び機会を識別・評価する過程

社長執行役員を委員長とするサステナビリティ委員会では、「環境・社会（人々）へのインパクト」と「当社グループの長期にわたる価値創造へのインパクト」の視点に基づき、サステナビリティを巡る関連部門及びグループ会社に係るリスクと機会を識別し、当社グループのリスク管理規程及び時間軸（短期・中期・長期）を考慮し、重要度の優先順位付け及び評価を行っている。

■リスク及び機会を管理する過程

関連部門及びグループ会社は、識別・評価されたサステナビリティを巡るリスクと機会に関して指標及び目標を設定し、それらを行動計画に反映している。この行動計画の進捗状況を設定した指標に基づきモニタリングし、適宜目標を見直すこと等を通して、当該リスク及び機会を管理している。

サステナビリティ委員会は、識別・評価されたサステナビリティを巡るリスクと機会について関連部門及びグループ会社からの取り組み状況や設定した目標に関する定期的（原則年2回）など進捗報告を基に審議し、その結果を経営会議へ報告する。

経営会議の議長である社長執行役員は、サステナビリティ委員会からの報告を基に経営戦略及び財務計画等への反映を審議し決定する。その後決定された内容を取締役に報告することで、取締役会による監督を受けている。

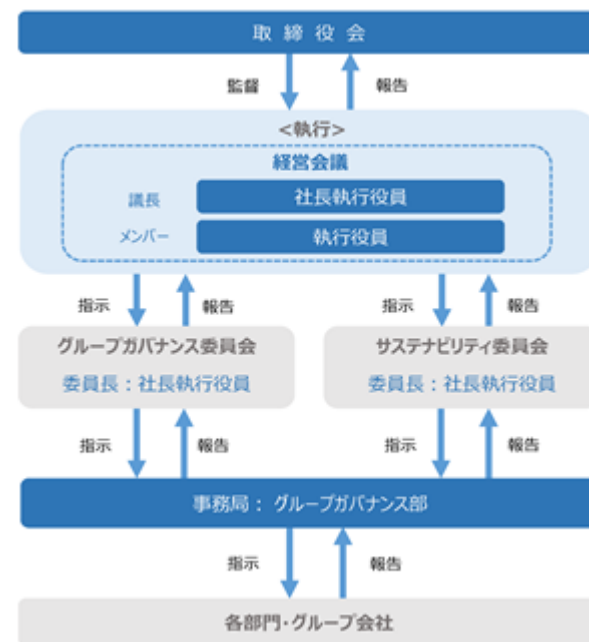
②西部ガスグループのリスクマネジメントへの統合

サステナビリティを巡るリスク及び機会は、上記の通りサステナビリティ委員会において識別・評価される。その後、識別・評価されたリスクは、サステナビリティ委員会からグループガバナンス委員会へ報告され、他のリスクと同様に当社グループのリスク管理規程に基づきグループガバナンス委員会で審議（評価）され、重要なリスクと特定された場合は、当社グループのリスクマネジメントへ統合される。

※全社リスクマネジメントの詳細は、「内部統制に係る体制整備の基本方針」を参照。

参照URL：<https://hd.saibugas.co.jp/group/governance/>

③サステナビリティを巡る課題に関するガバナンス・リスク管理体制図



【参考になる主なポイント】

- サステナビリティ関連のリスクと機会を識別、評価及び管理するための過程の内容について、識別・評価プロセス、管理プロセス、統合プロセスに分けて、記載
- 体制図を用いて各機関・組織や監督・報告の流れを明示

対応にあたって参考となる開示例の目次(3/5)

項目	課題	留意事項等	参考となる開示例
3. 戦略・指標及び目標	④ 識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応する戦略並びに指標及び目標に関する記載がない又は不明瞭である(本紙P.24-26参照) ⑤ サステナビリティ関連のリスク及び機会の記載がない又は不明瞭なため、サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標に関する記載が不明瞭である(本紙P.24-26参照)	[法令等に準拠した開示を行うにあたって留意すべき事項] a. サステナビリティに関する戦略並びに指標及び目標のうち、重要なものについて記載 [開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)] b. 戦略や指標及び目標を開示する際には、対応するサステナビリティ関連のリスク及び機会についても記載 c. サステナビリティ関連のリスクや機会と対応する戦略や指標及び目標のうち重要なものについて対応関係やつながりを理解できるように記載 d. 財務的な影響や時間軸を記載するとともに、前提その他の補足情報(定義、算定方法、仮定等)を記載 e. 指標に関する前提その他の補足情報(定義、算定方法、仮定等)を記載	- セイコーグループ株式会社 [3-1] (a, b, c, d, e) - シキボウ株式会社 [3-2] (a, b, c, d) - 愛三工業株式会社 [3-3] (a, b, c, d) - 日清オイリオグループ株式会社 [3-4] (a, b, c, d) - 株式会社ADEKA [3-5] (a, b, c, d) - 太平電業株式会社 [3-6] (a, b, c) - ニッタ株式会社 [3-7] (a, b, c, d) - 住友ファーマ株式会社 [3-8] (a, b, c, d) - 株式会社千葉興業銀行 [3-9] (a, e) - 住友大阪セメント株式会社 [3-10] (a, e)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】※ 一部抜粋

[目次に戻る](#)

(1)

(3) 戦略

1) 気候変動・脱炭素

セイコーグループは、「気候変動・脱炭素への取り組み」をマテリアリティの一つに位置づけ、温室効果ガス排出量削減の長期目標を設定して、脱炭素社会の実現に向けて取り組みを強化しています。

2021年10月に賛同を表明した「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言に基づき、気候変動が事業に与えるリスク・機会に関するシナリオ分析を行うとともに、脱炭素に向けた取り組みに関する情報開示の強化を進めています。

① シナリオ分析プロセス

気候関連リスク・機会が当社グループに与える財務影響および事業インパクトを異なるシナリオ下で評価し、当社グループのレジリエンスを高めることを目的として、下記のステップに沿ってシナリオ分析を実施しています。

(参照シナリオ)

区分	シナリオの概要	主な参照シナリオ
2℃未満シナリオ	脱炭素社会の実現に向けた政策・規則が実施され、世界全体の産業革命前からの気温上昇幅を2℃未満に抑えられるシナリオ。移行リスクは高いが、物理リスクは4℃シナリオと比較すると低く抑えられる。	・ IEA World Energy Outlook 2023. Announced Pledges Scenario ・ IPCC RCP2.6/SSP1-2.6
4℃シナリオ	新たな政策・規制は導入されず、世界のエネルギー起源CO2排出量は継続的に増加するシナリオ。2℃未満シナリオと比べ、移行リスクは低い、物理リスクは高くなる。	・ IEA World Energy Outlook 2023. Stated Policy Scenario ・ IPCC RCP8.5/SSP5-8.5

(シナリオ分析ステップ)

STEP1 重要な気候関連リスク・機会の特定、パラメータの設定	●気候関連リスク・機会の抽出 ●重要性の高いリスク・機会の評価 ●重要性の高いリスク・機会に関連するパラメータの設定
STEP2 気候関連シナリオの設定	●STEP1の情報等をふまえ、既存シナリオのうち、関連性の深いシナリオを特定 ●気候関連シナリオ（社会像）の設定
STEP3 各シナリオにおける財務インパクトの評価	●STEP2で設定した各シナリオと、STEP1で特定した重要な気候関連リスク・機会と関連パラメータをふまえ、各シナリオにおける財務インパクトを分析
STEP4 気候関連リスク・機会に対する戦略のレジリエンスの評価・更なる対応策の検討	●気候関連リスクおよび機会に対する当社戦略のレジリエンスの評価 ●更なる対応策の検討

【参考になる主なポイント】

- (1) 気候変動関連リスク及び機会のシナリオ分析の前提条件をシナリオの概要及び参照シナリオ等を含めて記載
- (1) シナリオ分析のステップを記載

【サステナビリティに関する考え方及び取組】※ 一部抜粋

(2)

② 気候関連リスク・機会に伴う事業インパクトおよび当社グループの対応

グループ全事業を対象としてシナリオ分析を実施し、以下のとおり、重要性の高いリスク・機会の評価を行い、対応策を策定・推進しています。

(気候関連リスク)

リスク区分			リスク内容	事業インパクト (2030年)※1		当社グループの対応
				2℃未満 シナリオ	4℃ シナリオ	
リスク	移行 リスク	政策・規制	炭素税導入・強化によるコスト増加	4.5億円 ※2 中	8.5億円 ※2 中	・温室効果ガス(GHG)排出量削減の長期目標、脱炭素移行計画に基づき、特に国内のGHG排出量を前倒して戦略的に削減 ・省エネ推進 ・自家発電、PPAを含めた再エネ導入加速 ・原材料・製品輸送につき、GHG排出量が多い事業を中心に、モーターシフト・輸送効率化による削減を推進
		技術	エネルギー価格の上昇による製造・輸送コスト増加	中	中	
		市場	取引先からの気候関連対策の要請に対応できないことによる売上減少	中	中	
			原材料価格の上昇による仕入れコスト増加	中	中	
			異常気象によるサプライチェーンの寸断・物流遅延による売上減少	小	中	
	物理 リスク	急性	異常気象による工場・店舗の運営中断・人員確保困難による売上減少	中	大	・脱炭素移行計画に沿ったGHG排出量の削減を実施 ・取引先の気候関連課題解決に貢献する製品・サービスの開発を推進 ・最小発注数量の調整や納期等の購買条件でサプライヤーと連携を強化 ・気候変動による大規模災害や損害保険料の増加等に備えて、被害を軽減するBCPを策定済み。今後見直しを行い、さらなるリスク低減を図る ・複数購買、洪水実績のないサプライヤーとの取引を実施済み。今後さらに拡充 ・洪水影響が特に懸念される生産拠点では、高台に第二工場を設置する等の対応を実施済み。今後さらに操業体制見直し、中長期的な設備移設計画を検討 ・適正な安全在庫の確保等で得意先への納入遅延を回避。洪水発生時は速やかに代替部品・生産場所を確保し生産継続を図る ・損害保険料を把握し、今後大きく保険料が増加しそうな拠点については、情報収集に努め、必要に応じてBCPを見直す
		慢性	異常気象増加による損害保険料の増加	中	中	

【参考になる主なポイント】

- (2) 気候変動関連リスク及び機会の事業インパクト及び当社グループの対応を表形式で記載
- (2) 事業インパクトの定量的な定義等の前提その他の補足情報を記載

(気候関連機会)

機会区分	機会内容	事業インパクト (2030年)※1		当社グループの対応
		2℃未満 シナリオ	4℃ シナリオ	
エネルギー源	再エネ導入によるコスト削減	中	中	・策定した脱炭素移行計画に基づき、電力コスト削減にもつながる自家発電・オンサイト/オフサイトPPAの追加導入を加速
	CPS/IoT社会の拡大に伴う低消費電力対応製品の売上増加	中	中	・水晶振動子・発振器などの電子デバイスにおいては、低消費電力製品を拡充して拡販 ・データセンターの省電力化に貢献する高精度部品では、旧製品からの置換えを積極的に促進
	自動車のEV化に伴う関連部品の売上増加	中	中	・水晶振動子・発振器などの電子デバイスにおいては、「車載(EV向け)」を新規重点市場として拡販活動を推進 ・高精度機械部品では、EV向けに差別化技術開発を進め、高精度高信頼な新製品を既存・新規顧客に提供
	顧客企業の環境負荷低減に貢献できる低炭素対応製品/サービスの売上増加	大	大	・プリンティングデバイス(サーマル/インクジェット)では、顧客企業の低炭素対応に貢献する製品のラインアップ拡充や、成長市場向けに生産体制を拡充 ・センサ関連は、効率駆動による低消費電力の新製品を開発、製品ラインアップを拡充
	消費者の環境意識への高まりに対応した製品の売上増加	小	小	・小売部門では、リベアコーナーの拡充や、さらなる環境負荷低減商品の積極的な選定・販売を推進 ・ソーラークロックなど長寿命・環境配慮製品のPR・拡販活動を推進
製品及びサービス	省エネ推進に伴うIoTや生産・流通関連の新規製品/サービスの創出	中	中	・IoT用半導体需要の拡大を受け、IQに係る省エネルギー化を推進し、新規ビジネス市場を創出 ・生産・流通デジタル化の流れを受け、顧客の課題解決のための提案を行い、新規ビジネス市場を獲得
	脱炭素経営によるブランド価値向上に伴う売上拡大	中	小	・脱炭素社会に向けた取り組みを強化し、当社グループの脱炭素に対する経営姿勢を積極的に開示する ・気候変動に相互に影響を与え合う、生物多様性への取り組みについてもタイムリーに開示し、ブランド価値向上を図る
市場				

※1 事業インパクト大：利益影響10億円以上、あるいは、事業の撤退、または数ヶ月以上の事業中断等、事業に対し極めて重大な影響をもたらす。
事業インパクト中：利益影響1億円以上10億円未満、あるいは、事業計画への影響、事業の縮小、または1週間～1ヶ月程度の事業中断等、事業に対し重大な影響をもたらす。
事業インパクト小：利益影響1億円未満、あるいは、事業計画への影響・事業中断はほとんどなく、事業に対し影響をもたらすが軽微である。
※2 2030年GHG排出量(Scope1, 2)を成長予測及び削減計画に基づき算出し、2℃未満・4℃シナリオ毎のIEA予測炭素価格を掛けて算出。為替レート1\$=140JPY

【サステナビリティに関する考え方及び取組】※ 一部抜粋

(3)

(4) 指標及び目標

1) 気候変動・脱炭素

当社グループは、2023年11月、温室効果ガス排出量削減を前倒してすすめるために、2030年度に向けた長期目標を改定しました。この長期目標に則り、引き続き再生可能エネルギー導入を加速し、さらなる温室効果ガスの排出量削減に努めていきます。

なお、2030年度に向けた長期目標については、パリ協定で定める1.5℃水準に整合した目標であるとして、2024年4月にSBTi (Science Based Targets initiative) からSBTの認定を取得しました。

① 温室効果ガス排出量削減の長期目標

温室効果ガス排出量削減目標

2030年度 Scope1、2 2022年度比で42%削減 (2020年度比で48.7%削減)

Scope3 2022年度比で25%削減 対象:カテゴリ1、11

2050年度ネットゼロを目指す。

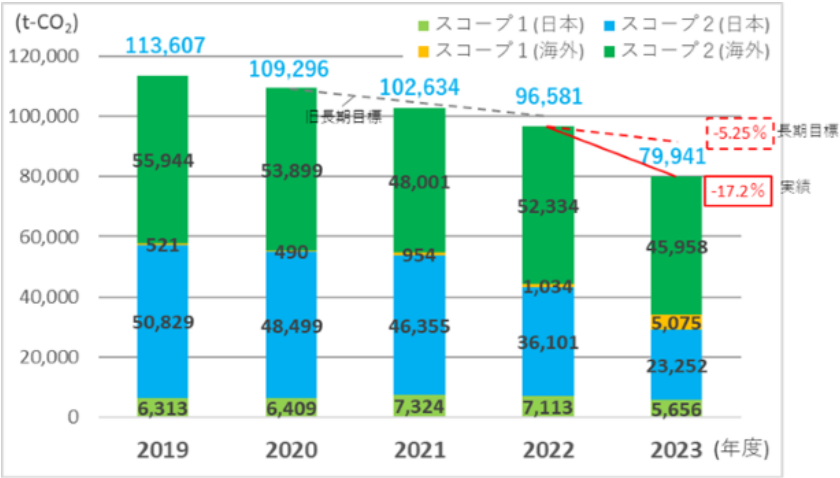
(中略)

③ Scope1, 2 GHG排出量 (t-CO2) 実績 2019年度～2023年度

温室効果ガス削減の取り組みは、継続的な省エネ活動、再生可能エネルギーの導入を推進した結果、2023年度の温室効果ガス排出量 (Scope1, 2) は約8.0万トンとなり、2022年度比で17.2%の削減を実現しました。当社の改定後の長期目標達成に向けて必要な2022年度比の削減率である5.25%を大きく上回ることができました。また、当社グループの全使用電力における再生可能エネルギー比率は、約18%となりました。

【参考になる主なポイント】

- (3) 温室効果ガス排出量削減の長期目標及び実績を記載したうえで、排出量の実績算定における排出係数等の前提その他の補足情報を記載



Scope1：事業者自らによる直接排出（燃料の燃焼など）
Scope2：他社から供給された電気などの使用に伴う間接排出
※端数処理の関係でGHG排出量と内訳の合計値はあわない場合があります。
※CO2排出係数の見直しに伴い、2019年度以前のCO2排出量も遡って再算出。
※生物由来のGHG排出量はありません。

注1：排出係数について
電気：日本国内は、地球温暖化対策の推進に関する法律で定める電気事業者別排出係数の調整後排出係数を使用。
海外はIEA (International Energy Agency) の各国の排出係数を使用。

燃料：日本国内、海外ともに地球温暖化対策の推進に関する法律で定める燃料種別の発熱量、燃料の使用に関する排出係数を使用。ただし、供給事業所からの発熱量等の情報提供がある場合は、それを使用。

冷温水：供給事業者提供の排出係数を使用。

注2：2020年度から、テナント、店舗、倉庫などを集計対象に追加。社用車も含むが、委託によるエネルギー使用は含まない。

注3：使用量が特定できない店舗、倉庫などは床面積から電力量を推定。

注4：国内拠点、海外拠点ともに6.5ガスを含む。2022年度以前の海外拠点はエネルギー起源のCO2のみを含む。

注5：2022年度の排出量データは、第三者検証での修正により数値を改訂。

対応にあたって参考となる開示例の目次(4/5)

項目	課題	留意事項等	参考となる開示例
4. 人的資本	⑦ 人的資本(人材の多様性を含む)に関する方針、指標、目標及び実績のいずれかの記載がない又は不明瞭である(本紙P.29参照)	[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)] b. 方針と関連する指標、目標及び実績については対応関係やつながりを理解できるように開示 c. 指標については、指標の前提その他の補足情報(指標の定義、算定方法、仮定等)に関しても併せて記載	- 相鉄ホールディングス株式会社 [4-1] (b, c) - 芝浦メカトロニクス株式会社 [4-2] (b, c) - NTN株式会社 [4-3] (b, c) - フィデアホールディングス株式会社 [4-4] (c) - 愛知製鋼株式会社 [4-5] (b, c) - 株式会社武蔵野銀行 [4-6] (b, c) - テクノプロ・ホールディングス株式会社 [4-7] (b) - キッセイ薬品工業株式会社 [4-8] (c)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】※ 一部抜粋

目次に戻る

(2) 人的資本

[指標及び目標]

中期経営計画実現に向けて重点とする取組に関する指標及び目標は次のとおりです。
いずれの指標も目標に対して概ね計画通りに進捗していると認識しております。計画に対して未達となっている指標についてはその要因を検討のうえ必要な対策を講じ、「豊かな人づくり」に向けて取組を進めてまいります。

中期経営計画実現に向けて重点とする取組		指 標	2022年 3 月期	2023年 3 月期	2024年 3 月期	目 標	指標の 選定理由
人材 獲得 と育 成	経営戦略実現のために求められる専門能力の向上	エキスパートコース人数 (エキスパート：高度専門人材) (当社) (注2)	-	-	6名	施策を導入して間もないため、今後目標を定めます	専門能力向上を測る指標として、エキスパートの育成状況を採用しております
	グループ経営をリードする経営人材の育成	サクセッションプラン候補者数	19名	19名	24名	30名 2027年3月期	経営人材の育成状況を測る指標として採用しております
	自律的成長とキャリア自律の実現	従業員一人あたり研修時間(当社)	11.68時間	16.28時間	11.98時間	対前年比増加	従業員の自律的成長を支援する教育訓練の実績を指標として採用しております
		従業員一人あたり研修費用(当社) (注3)	-	-	19,180円		

【参考になる主なポイント】

- 表形式で人的資本の各方針と関連する指標、目標及び実績の対応関係を分かり易く開示
- 指標の複数年の実績について経年変化を理解可能な形で開示
- 目標を開示していない場合にはその理由を開示するとともに、各指標の選定理由についても開示
- エンゲージメント調査のスコアの意味について理解可能なように調査内容を具体的に示したうえで回答実績を開示
- 表の下において、指標の対象範囲などの指標の前提となる情報を記載

中期経営計画実現に向けて重点とする取組み		指 標		2022年 3 月期	2023年 3 月期	2024年 3 月期	目 標	指標の 選定理由
組織 風土 醸成	NTNスピリットに基づくマインド変革	従業員エンゲージメント調査における	NTNスピリットが実践されている	肯定的 回答率 62%	—	肯定的 回答率 51%	肯定的回答率 80% 2027年 3 月期	企業理念の浸透による組織の一体感の醸成を促進する指標として採用しております
		「企業理念」と「協力」に関するスコア	自分自身が働く意義を理解している	肯定的 回答率 74%	—	肯定的 回答率 55%		
		(当社) (注 4)	お互いを尊重した部署間の協働がある	肯定的 回答率 32%	—	肯定的 回答率 29%		
人権		人権教育受講者数 (延人数) (当社)		1,213名	1,354名	1,443名	対前年比増加	人権に関する認識と理解の徹底をはかる人権教育を指標として採用しております
健康経営		適正な体重者の比率 (BMI18.5 以上 25 未満の割合) (当社)		66.0%	65.4%	66.0%	70.0% 2027年 3 月期	従業員が安全に健康で長く働き続けていくための指標として採用しております
		高ストレス者の割合 (当社)		8.3%	8.6%	9.0%	7.0% 2027年 3 月期	
		労働災害 (休業) 発生件数 (当社) (注 5)		3件	4件	2件	0件	

- (注) 1. 上記指標の対象は、特に指定の無い限り当社及び連結子会社であります。
2. エキスパートコースが2024年3月期に新設した制度であるため、それ以前には対象者が存在しておりません。
3. 研修費用の実績は2024年3月期から調査を開始しております。
4. 2023年3月期には従業員エンゲージメント調査を実施しておりません。また、2022年3月期及び2024年3月期に実施した従業員エンゲージメント調査は、一部の従業員を対象としたものであります。
5. 労働災害(休業)発生件数について、2024年3月期は2022年12月16日から2023年12月15日を同事業年度に係る集計対象期間としており、2023年3月期以前の事業年度に係る集計対象期間もそれに準じております。

対応にあたって参考となる開示例の目次(5／5)

項目	留意事項等	参考となる開示例
5. 企業価値向上に向けたストーリーを意識した開示 (本紙P.36参照)	[開示の充実に向けて参考になると考えられる事項(投資家・アナリスト・有識者の期待等)] a. 経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明 b. 各取組に関連するリスクと機会を開示 d. サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する将来の財務的影響を開示	- 株式会社しずおかフィナンシャルグループ [1-3] (a) - 芝浦メカトロニクス株式会社 [4-2] (a) - 愛知製鋼株式会社 [4-5] (a) - 株式会社武蔵野銀行 [4-6] (a) - テクノプロ・ホールディングス株式会社 [4-7] (a) - セイコーグループ株式会社 [3-1] (b, d) - シキボウ株式会社 [3-2] (b, d) - 愛三工業株式会社 [3-3] (b, d) - 日清オイリオグループ株式会社 [3-4] (b, d) - 株式会社ADEKA [3-5] (b, d) - 太平電業株式会社 [3-6] (b) - ニッタ株式会社 [3-7] (b, d) - 住友ファーマ株式会社 [3-8] (b, d)

【サステナビリティに関する考え方及び取組】※ 一部抜粋

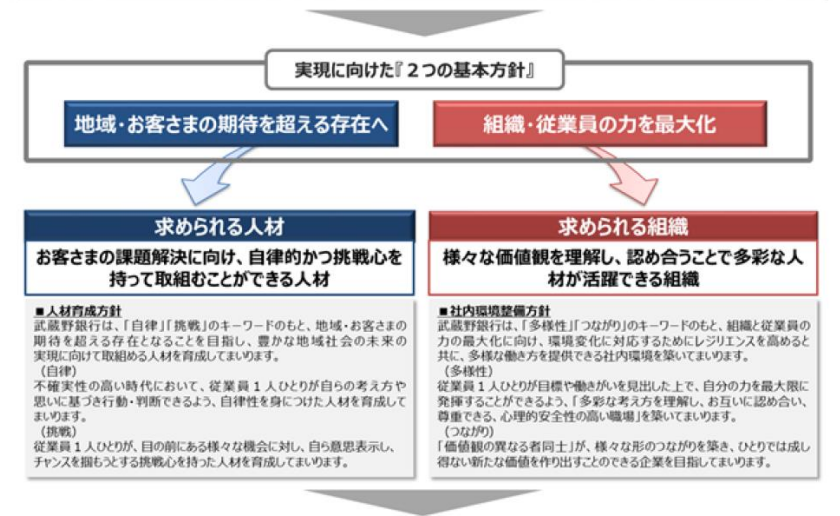
目次に戻る

(2) 人的資本

①戦略

当行では「お客さまの課題解決に向け、自律的かつ挑戦心を持って取組むことができる人材」を育て、「様々な価値観を理解し、認め合うことで多彩な人材が活躍できる組織」を作ることが重要であるという認識のもと、長期ビジョンで標榜する「多彩な価値を結集し、地域No. 1 のソリューションで埼玉の未来を切り拓く」を実現すべく、人的資本経営の実践に努めてまいります。

長期ビジョン「MCP～多彩な価値を結集し、地域No. 1 のソリューションで埼玉の未来を切り拓く」



行員の成長と様々なつながりによる新たな価値の創出により長期ビジョン「MCP」を実現

当行の人的資本経営においては、「地域共存・顧客尊重」という経営理念に基づき、2023年3月に策定した長期ビジョン「MCP (Musashino mirai-Creation Plan)」と同期間(10年間)で「人材活躍推進に係る長期ビジョン～奏 SOU～」を策定しました。

長期ビジョン「MCP」の達成のためには、「お客さまの課題解決に向け、自律的かつ挑戦心を持って取組むことができる人材」を育て、「様々な価値観を理解し、認め合うことで多彩な人材が活躍できる組織」を作ることが重要であるという認識のもと、これらの人材、組織の構築に向けて取組む必要のある事項を「指標及び目標」として掲げております。

指標及び目標の策定に当たっては、人材育成方針を実現するために「活躍に向けた支援」「自律的なキャリア形成支援」「各人の専門性の向上」を重点取り組み事項とし、社内環境整備方針では「DE&Iの推進」「Well-beingの向上」「健康経営の推進」を重点取り組み事項に設定しております。

②指標及び目標

当行では、各重点取り組み事項ごとに指標を設定しており、各指標の目標及び実績は次のとおりであります。(活躍に向けた支援)

人材育成方針に掲げる「従業員1人ひとりが、目の前にある様々な機会に対し、自ら意思表示し、チャンスを掴もうとする挑戦心を持った人材を育成してまいります。」を実現するために積極的に人材への投資を促進するとともに、様々なバックボーンを踏まえた人材の活躍による企業価値向上に向けた取組を強化してまいります。

	2024年3月期実績	2026年3月期目標
一人あたり人材投資額(注)	273,716円	300,000円
一人あたりの研修受講時間	35時間24分	45時間
キャリア採用人数	21名	60名(中計期間3年間累計)

(注) 一人あたり人材投資額については、「研修費」「研修等にかかる教材費・交通費」「自己啓発奨励金」「必須受験資格の受験費用」「OFF-JT機会費用」「OJT機会費用」等を計上しております。

(自律的なキャリア形成支援)

「人材育成方針」に基づき、「従業員一人ひとりが自らの考え方や思いに基づき行動・判断できる」人材の育成に向け、当行で働く全従業員が、自分自身の望むキャリアの実現に向けて自律的に行動し、その行動を銀行が支援・促進できるよう機会を提供してまいります。

パートナー(非正規雇用労働者)の正規行員登用(行員転換)を継続的に実施しており、正規社員同様に各自のキャリア実現への支援に努めております。

	2024年3月期実績	2026年3月期目標
職務エントリーによる配置人数	28名	100名(中計期間3年間累計)
行員転換実績	8名	30名(中計期間3年間累計)

(各人の専門性の向上)

長期ビジョンで目指す「多彩な価値を結集し、地域No. 1 のソリューションで埼玉の未来を切り拓く」の実現のため、各人の課題解決力の向上へ注力してまいります。

	2024年3月期実績	2026年3月期目標
ITパスポート保有率	64%	80%
プロフェッショナル資格保有者(注)	211名	300名

(注) プロフェッショナル資格保有者の対象となる主な資格は、FP技能士1級・CFP、中小企業診断士、証券アナリスト等、公的な資格を中心とした専門性の高い資格としております。

【参考になる主なポイント】

- 当行の経営理念や長期ビジョンを実現させていくうえで求められる人材や組織の構築に向けて取組む必要のある事項を「指標及び目標」として掲げている旨を記載しており、経営戦略等とのつながりが意識されていることが読み取れる
- 戦略において、人材育成方針及び社内環境整備方針を示したうえで、これらの方針を実現するための6つの重点的な取組事項を明示
- 指標及び目標において、戦略との対応関係が分かるように、重点的な取組の項目ごとに指標及び目標を開示するとともに、指標の補足情報について注記で説明

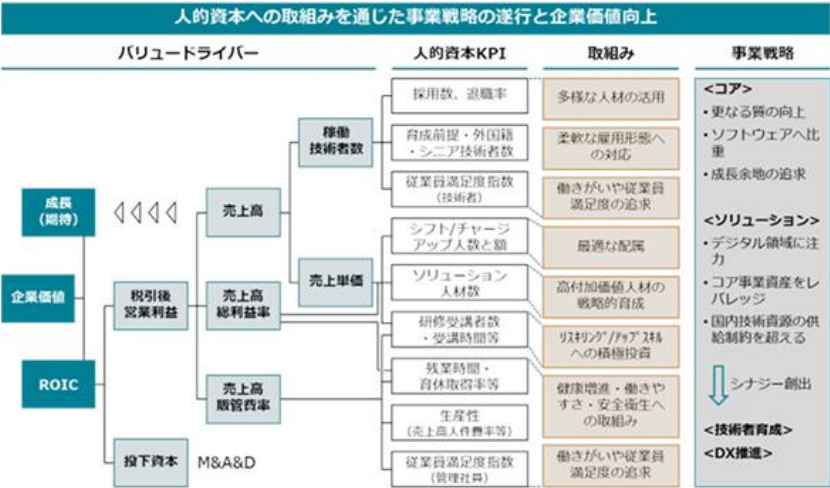
【サステナビリティに関する考え方及び取組】※ 一部抜粋

目次に戻る

(3) 人的資本

④ 指標及び目標

当社グループの事業戦略は、人的資本への取組を通じて遂行され、また、継続的な人的資本への投資は財務パフォーマンスに直結し、持続的な企業価値の向上に寄与すると考えています。したがって、事業戦略上のバリュードライバーとの連動の観点から、以下の人的資本KPIを重視しています。



具体的には、以下の指標について目標を設定し、モニタリングを実施しています。

取組み	指標	実績 (2024年6月期)		目標
多様な人材の活用	採用数	4,882人		3,000人以上/年
	正社員技術者退職率	9.1%		7.5%以下
柔軟な雇用形態の積極活用	育成前提技術者採用数	542人		250人以上/年
	外国籍技術者数	1,210人		1,500人(注) 1
	60歳以上技術者数	1,359人		2,000人(注) 1
働きがいと従業員満足度の追求	従業員満足度指数	(技術) 84.8%	(管理) 87.3%	90.0%以上
最適な配属	月次平均売上単価	878千円		725千円(注) 1
ソリューション人材の戦略的育成	ソリューション事業移動技術者数	4,751人(年間平均)		6,200人(注) 1
人材育成への積極投資	研修受講者数	30万8千人		延べ36万人/年(注) 1
	受講時間	79万時間		延べ100万時間/年(注) 1
健康増進・働きやすさ・安全衛生への取組み	育休取得率	(男性) 41.8%	(女性) 94.7%	(男性) 50%(注) 1 (女性) -
	平均残業時間	12.5時間/月		20時間/月以下を維持
	生産性(売上高人件費率)	8.8%(注) 2		8.0%以下(注) 2

※算定対象は、特に記載のない限り、国内グループ会社

(注) 1. 2028年6月期における目標数値

2. 当社グループの集計値

【参考になる主なポイント】

- 人的資本に関する取組み(方針)・指標がどのように事業戦略の遂行と企業価値の向上につながるのかについて図を用いて説明
- 人的資本に関する各種取組み(方針)に対する指標、目標及び実績を表形式で開示

【サステナビリティに関する考え方及び取組】※ 一部抜粋

目次に戻る

(1)

(3) 気候変動への対応

② 気候変動シナリオ分析

「気候変動の進行が抑制された世界」（1.5℃/2℃シナリオ：産業革命以降の世界平均気温上昇幅が1.5℃/2℃程度に抑えられた世界）と「気候変動が進行する世界」（4℃シナリオ：産業革命以降の世界平均気温上昇幅が4℃程度上昇する世界）について気候変動関連リスクと機会の分析を実施しました。

表1：気候関連リスク及び機会の一覧

【表中の用語の定義／考え方】

- － **【影響度】**：当該リスク/機会が現実のものとなった場合に当社に及ぼす影響の廣さを、主に財務的影響の観点から定性的に3段階（大/中/小）で評価しています。
- － **【発生可能性】**：当該リスク/機会が実際に発生する可能性や確率を示しており、定性的に3段階（高/中/低）で評価しています。なお、既に発現しているリスク/機会については「高」に含めています。
- － **【発生時期】**：当該リスク/機会が「いつ発生し得るか」を示しています。なお、短期＝現在～5年未満、中期＝5年以上10年未満、長期＝10年以上を目安として定性的に判断しています。なお、既に発現しているリスク/機会については「短期」に含めています。この時間軸の定義は、当社グループの経営戦略（短期戦略として2024年までの「Value Up+」、中期戦略として2030年までの「日清オイリオグループビジョン 2030」）における時間軸の考え方と整合的です。
- － **【★】**：試行的に影響度の定量化（金額換算）を実施したものを示しています。

【参考になる主なポイント】

- (1) 気候変動関連リスク及び機会を一覧形式で示したうえで、一覧における用語（「影響」、「発生可能性」、「発生時期」）の定義や考え方を記載するとともに、表中で「★」を付したリスクについて試行的に影響度の定量化を実施のうえ、(2)で開示

分類			財務上の影響	影響度	発生可能性	発生時期		
						短期	中期	長期
リスク	移行	政策・法規制	炭素税の上昇により、エネルギー・容器・輸送等のコストが増加するリスクがあります。また、企業のCO ₂ 排出量取引制度の導入により、排出枠購入費用が発生するリスクがあります。（★）	大	高			
			トレーサビリティに関わる法規制強化を受けて、認証原料に対する需要の増加に伴う原料価格の上昇、設備投資費用の発生、事務コストの増加、法令違反による罰金等の発生および売上の悪影響、といったリスクがあります。	中	高			
			気候変動による社会環境の変化や法規制の強化の影響により、サプライチェーンでの法令違反や森林破壊・人権問題による訴訟を受けるリスクがあります。	中	低			
			従来型の環境負荷の高い農法からの転換や土地利用規制の強化により、生産量の低下、人件費の増加等が生じ、原料価格が上昇するリスクがあります。（★）	大	高			
	技術	技術	脱炭素技術の開発・普及により、生産体制の脱炭素化に向けた大規模な設備導入が求められ、設備投資費用が増加するリスクがあります。また、投資が想定通りの効果を発揮しない、或いは、資金不足によりブレイクスルー的な新技術を導入できないリスクがあります。	大	高			
			持続可能性に配慮した購買行動の高まりにより、環境に配慮した大豆、菜種、パーム等の原料価格が上昇するリスクがあります。また持続可能性を担保できない場合、製品価値の低下から消費者離れに繋がり、売上が減少するリスクがあります。	大	高			
			ESG投資が加速する中で、当社グループの関連する取組みが遅れた場合や情報開示が不十分な場合、株価の低迷や融資が停滞するリスクがあります。また、意図しない風評の拡散により企業価値が低下するリスクがあります。	中	低			
	物理的	急性	自然災害の頻発・激甚化により、原料産地が被災し、収穫減に伴う原料価格の高騰リスクがあります。また、生産拠点が被災した場合は、生産・販売・物流能力が一時的に低下し、売上が減少するリスクがあります。（★）	大	高			
			気象パターンの変化（気温上昇、降水量変化等）が、大豆やパームの発育に悪影響を与え、生産量が減少し原料価格が高騰するリスクがあります。また原料の品質・安全性や製品の安定供給に悪影響を与えるリスクがあります。	大	中			
	機会	資源の効率性	資源効率の向上（エネルギーや水消費量の観点で効率的な機器の導入や高度な生産管理、等）により、生産コストが削減できる可能性があります。	大	高			
			プラスチックのリサイクル促進、バイオプラスチックやプラ代替容器への切替により、資源循環を推進することは、容器包装にかかる調達安定化や商品の付加価値においては顧客評価の向上に寄与する可能性があります。	中	高			
		エネルギー源	再生可能エネルギーの活用により、CO ₂ 排出量（スコープ1&2）を抑えた製品を販売し、付加価値を訴求する事で、サプライチェーン排出量削減を求める顧客の満足度向上と売上増加に繋がる可能性があります。	中	高			
			消費者・顧客の購買行動の変化（エシカル消費/健康/自然派志向、等）に対応した製品（植物性由来の化粧品、機能性食品、認証パーム油、等）の開発・販売により、売上が増加する可能性があります。	大	高			
機会	強靱性（レジリエンス）	強靱性（レジリエンス）	乾燥や熱耐性型の農産物普及により、気候関連の被害（熱波、干ばつ等）による原料生産量低下や供給不安定化等の軽減に繋がる可能性があります。	中	中			
			BCPの強化により、気候変動に由来して自然災害が頻発化・激甚化したとしても、緊急時の製品供給体制を維持できることで、売上の安定化・増加、企業の社会的価値向上および株価上昇、資金調達の円滑化等に寄与する可能性があります。	中	高			

【サステナビリティに関する考え方及び取組】※一部抜粋

(2)

2023年度は、前述で特定したリスクのうち(★)を付記したリスクに対して、「(a)炭素税・ETS等によるコスト増」「(b)農業における脱炭素による原料大豆価格上昇」「(c)気象災害による生産停止に伴う利益減」について、財務影響を分析しました。具体的な検討にあたっては、IPCC、IEA、NGFS等の各国国際機関の公表するシナリオにおける定性/定量情報を参照しました。

- ※IPCC：気候変動に関する政府間パネル（各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることを目的とした政府間組織）
- ※IEA：国際エネルギー機関（第一次石油ショックを機に設立されたエネルギー安全保障等のエネルギー政策全般をカバーする国際機関）
- ※NGFS：気候変動リスクに係る金融当局ネットワーク（気候変動リスクへの金融監督上の対応を検討するための中央銀行および金融監督当局の国際的なネットワーク）

(a) 炭素税・ETS等によるコスト増

「炭素税・ETS等によるコスト増」については、当社グループで排出量が多い日清オイリオグループ株式会社（日本）とIntercontinental Specialty Fats Sdn.Bhd.（マレーシア）を対象に、IEAのWorld Energy Outlook 2022におけるAPSシナリオ（Announced Pledges Scenario、2.0℃相当）およびNZEシナリオ（Net Zero Emissions by 2050、1.5℃相当）下の炭素価格を用いて、2030年と2050年の炭素価格による年間負担額をそれぞれ算出しました。この2社で当社グループが管理しているScope 1、2排出量の96%以上を占めています。

【参考になる主なポイント】

- (2)(1) 気候変動関連リスク及び機会の一覧の表中で「★」を付したリスクの財務的な影響度について、分析の前提(例えば、自社対策が現状維持を前提とする場合と削減目標を達成することを前提とする場合)を示しながら、分析結果及び今後の取組予定を記載

表Ⅱ：「炭素税・ETS等によるコスト増」の財務算定結果

シナリオ	自社対策	企業名	2030年負担額 (億円/年)	2050年負担額 (億円/年)
2.0℃	現状維持	日清オイリオグループ（株）	27	40
		Intercontinental Specialty Fats Sdn.Bhd.	8.4	33
	削減目標を達成	日清オイリオグループ（株）	16	0
		Intercontinental Specialty Fats Sdn.Bhd.	4.0	0
1.5℃	現状維持	日清オイリオグループ（株）	28	50
		Intercontinental Specialty Fats Sdn.Bhd.	19	42
	削減目標を達成	日清オイリオグループ（株）	17	0
		Intercontinental Specialty Fats Sdn.Bhd.	9.1	0

「現状維持」：2022年度のCO₂排出量で算定
「削減目標を達成」：2030年は排出量50%削減（2016年比）、2050年は排出量ゼロで算定
「炭素価格」：IEA WEO2022を参照

「炭素税・ETS等によるコスト増」リスクの分析から、2.0℃および1.5℃シナリオのいずれにおいても削減目標を達成することにより2030年の負担額を半分程度に抑えられるという示唆が得られました。削減目標達成の場合、2030年度の2社合計負担額は2.0℃シナリオで20億円/年、1.5℃シナリオで26.1億円/年です。

(b) 農業における脱炭素による原料大豆価格上昇

主要原材料の一つである大豆の主要生産国である米国とブラジルを対象とし、NGFSによる1.5℃相当シナリオを用いて2030年と2050年の大豆価格変化による年間の調達コスト増加額を算出しました。このシナリオ下での価格変化は炭素価格や生産効率向上のコストを反映したものであり、算定結果は移行リスクによる財務影響を示しています。

表Ⅲ：「農業における脱炭素による原料大豆価格上昇」の財務算定結果

シナリオ	国	2030年調達コスト増 (億円/年)	2050年調達コスト増 (億円/年)
1.5℃	米国	131	210
	ブラジル	34	49

2020～2022年の平均年間購入量を基に価格変化の影響金額を算出

1.5℃シナリオで米国・ブラジル産の大豆がともに上昇し、財務影響算定を行ったリスク項目の中で最も大きな影響（2030年に合計165億円/年、2050年に合計259億円/年）となりました。今後、菜種、パーム油等の価格変化による影響も検証していきます。

6. 令和7年度の有価証券報告書レビューについて

令和7年度の有価証券報告書レビュー(1/2)

- 近年の内閣府令の改正並びに令和6年度の審査において識別された課題の状況等を踏まえ、令和7年度においては以下のテーマで法令改正関係審査を実施する方針である。

法令改正関係審査

- 審査テーマ:

- ・ 令和6年4月に施行された**重要な契約等の開示**に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」
- ・ 令和7年1月に施行された**保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(以下「政策保有株式」という)等の開示**に関する「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」及び関連する開示項目(「株式の保有状況」における政策保有株式の保有目的等に関する開示)(※1)
- ・ 令和6年4月に施行された**内部統制報告書等**に関する「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」

また、令和7年3月に金融担当大臣より発出された「**株主総会前の適切な情報提供**について(要請)」(※2)に関する審査を併せて実施します。

(※1)「株式の保有状況」における政策保有株式の保有目的等に関する開示については、令和7年1月に施行された「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」で新たに開示が求められた事項ではありませんが、令和6年度の有価証券報告書レビューにおいて識別された課題のうち特に留意すべき事項であることから、令和7年度の審査対象に含めております。

(※2) 次ページの(※2)参照

- 対象企業: 2025年3月末～2026年3月(3月末日除く)決算の全ての有価証券報告書提出会社
- 審査方法: 調査票による審査

令和7年度の有価証券報告書レビュー(2/2)

- 近年のサステナビリティ及びコーポレート・ガバナンスに関する開示についての改正や実務動向並びに令和6年度の審査において識別された課題の状況等を踏まえ、令和7年度においては以下のテーマで重点テーマ審査を実施する方針である。

重点テーマ審査

- 審査テーマ:

- ・ サステナビリティに関する企業の取組みの開示(*1)
- ・ コーポレート・ガバナンスに関する開示(政策保有株式関連の開示を含む)(*1)

また、令和7年3月に金融担当大臣より発出された「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」(*2)に関する法令改正関係審査の調査票の回答を勘案し、重点テーマ審査において深度ある審査を実施します。

(*1)有価証券報告書において開示される「サステナビリティに関する考え方及び取組」及び「コーポレート・ガバナンスの状況等」に関する記載内容について提出会社による自主的な改善に資するよう審査します。

(*2)令和7年3月28日に金融担当大臣より以下の内容の「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」を発出しています。

「有価証券報告書には、役員報酬や政策保有株式等のガバナンス情報等、投資家がその意思を決定するに当たって有用な情報が豊富に含まれており、上場会社においては、投資家が株主総会の前には有価証券報告書を確認できるような限り配慮することが望ましいと考えられます。この点、有価証券報告書の提出は、本来、株主総会の3週間以上前に行うことが最も望ましいと考えられますが、多くの上場会社がただちにこうした対応を行うことには実務上の課題も存在すると承知しており、現在、金融庁では、官民の関係者と連携し、企業負担の合理的な軽減策を含め、課題の洗い出しや対応策の検討等を行っているところです。

他方、足元の有価証券報告書の提出状況を見ると、株主総会同日又は数日以内の提出が9割以上を占めていることから、現状でも、株主総会の前日ないし数日前に提出することには日程上の大きな支障はないのではないかと考えられます。これまで株主総会前の開示に取り組んでいない上場会社におかれましては、有価証券報告書を株主総会前の望ましい時期に開示する取組を進めるための第一歩として、今年から、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することをご検討いただくようお願いいたします。」

- 対象企業:2025年3月末～2026年3月(3月末日除く)決算の有価証券報告書提出会社から審査対象会社を選定
- 審査方法:質問票による対話型の審査